

東海国立大学機構 大学文書資料室紀要

第33号——2025年3月

目次

編集要項・投稿要領	81
研究ノート 情報公開条例における開示制限と歴史公文書 ——「個人に関する情報」に関連して——	29
論文 名古屋大学の芸術教育 ——二〇〇四―二〇〇八年を中心に——	1

堀田慎一郎	秋庭史典	吉川 遼
81	29	1

東海国立大学機構大学文書資料室紀要——第三十三号

二〇二五年三月

BULLETIN OF TOKAI NATIONAL HIGHER EDUCATION AND RESEARCH SYSTEM ARCHIVES

No. 33——March 2025

Contents

Ryo YOSHIKAWA, Fuminori AKIBA Art Education at Nagoya University: Focusing on 2004-2008	1
Shinichiroh HOTTA Local Authority Ordinance on Disclosure of Information and Historical Public Records and Historical Archives ——In Connection with “Information Concerning an Individuals”——	29

名古屋大学の芸術教育

——二〇〇四―二〇〇八年を中心に——

吉川

遼・秋庭史典

はじめに

一 前史（一九九八―二〇〇三年）

（一）名古屋港から名古屋大学へ―人的ネットワークの形成と流入

（二）名古屋大学内の事情―人的流入を可能にしたもの

二 意識改革（二〇〇〇―二〇〇六年）―芸術と研究・教育は無関係ではない

（一）「コマ」展（二〇〇〇―二〇〇二年）―アートは研究やものづくりに似ている

（二）「講義としての芸術」展（二〇〇四年）

（二―一）知（学）と芸術の融合としての豊田講堂を舞台に知（学）と芸術を相互交流させる

（二―二）芸術が知（学）を表現する

（二―三）知（学）が芸術を論じる

（三）「intermedia performance《cycling》」（二〇〇五年）―自分たちで

も作品制作できる

（四）「映像の記憶／記憶の映像」（二〇〇六年）―学との再接合

三 仮設から常設へ（二〇〇七―二〇〇八年）

（一）プロジェクトギャラリー「class」の開設（二〇〇七年）

（二）「PAPLA」（二〇〇六―二〇〇八年）とフェリーチェ・ヴァリーニの壁画（二〇〇八年）

四 考察

五 おわりに

はじめに

総合大学への芸術の導入が提唱されて久しい（原田一九九八）⁽¹⁾が、その取り組みは今も続けられている。たとえば東京大学は、二〇一九年に「東京大学芸術創造連携研究機構」を創設し、「芸術家との協働・連携をしながら知性と芸術を結びつけ」、「未来を切りひらく研究」ならびに「多様な価値観や創造的な発想力」を高める教育を推進する方針を打ち出している。⁽²⁾名古屋大学でも、あらためてSTEAM作品が注目されている。⁽³⁾しかしながら、総合大学への芸術教育の導入には次のようなさまざまな困難がある。

一、人的リソースやネットワークの不足。芸術学部を持たない日本の総合大学で自前の芸術教育を立ち上げ持続させることは難しい。

二、時間と場所の不足。仮に学生が作品制作を行う科目があっても早朝から夕方まで通常科目で忙しいうえ、時間外使用できる場所がない。そしてなによりも、

三、総合大学になぜ芸術教育が必要なのかを理解してもらうのが難しい。

こうした関心から本稿が取り上げるのは、名古屋大学の教養教育院で二〇〇三年から本格化した芸術教育の実践である。それは大阪大学コミュニケーションデザイン・センター（現大阪大学COデザインセンター、二〇〇五年）とならび、総合大学における芸術教育の先駆というだけでなく、二十年以上に亘りその活動を継続している。ゆえ

にそこには、芸術学部を持たない総合大学のなかで芸術教育を持続させるヒントがあると考えられる。なぜそれは一定の成功を収めることができたのか。その活動の原点を振り返ることで明らかにしたい。

名古屋大学の芸術教育について論じた先行研究としては、水谷二〇一七がある。これは、教養教育院に常設のプロジェクトギャラリー「clears」が開設されて以降の活動を考察したものである。が、なぜそのようなギャラリーが総合大学に開設されるに至ったか、その原点については取り扱っていない。また、秋庭・吉川二〇二三は、名古屋大学の芸術教育に貢献した茂登山清文（一九五一―二〇二二、専門は建築十現代美術・デザイン）の事績について論じてはいるが、芸術教育が本格化した二〇〇四年以降についてはほとんど触れていない。ゆえにここであらためて確認する必要があると考える。

一 前史（一九九八―二〇〇三年）

はじめに、二〇〇〇年前後が名古屋地域のアートにとつてどのような時期であったのか、秋庭・吉川二〇二三も参照しながら確認しておきたい（第一節）。名古屋大学の芸術教育は、一九九八年、名古屋芸術大学の教員であった茂登山清文⁽⁴⁾が、文理融合を旗印に掲げた大学院人間情報学研究科に助教として着任して以降急速に進展するが、それには当時の名古屋アートの事情が関係しているからである。他方、学内の事情も、芸術教育の進展を後押ししたと考えられる（第二節）。まずこれらの点について、手短に確認する⁽⁵⁾。

(一) 名古屋港から名古屋大学へ——人的ネットワークの形成と流入

二〇〇〇年前後は、「名古屋国際ビエンナーレART EC」(一九八九—一九九七年、会場は名古屋港⁶⁾)と、「あいちトリエンナーレ」(二〇〇一—二〇一九年、会場は愛知県美術館ほか)という、二つの国際的アート・イベントのあいだに挟まれた空白期間のように見える。

しかし実際には、名古屋港ガーデンふ頭二〇号倉庫をひとつの拠点に、さまざまなアート・イベントが開催されていた⁷⁾。名古屋港ガーデンふ頭は、名古屋市による「名古屋港基本構想」(一九八八年)以来、港の「文化・レクリエーション」の中心であった。

先述の茂登山は、一九九一年に名古屋市景観アドバイザーに就任以降、名古屋港とも深い関わりがあり(「ARTEC」展にも一九九四年から運営委員として関わっている)、茂登山を含む関係者が中心となるかたちで、「アートポート」(一九九九—二〇〇三年)、「メディアアセレクト」(一九九九—二〇一〇年)、「電子芸術国際会議二〇〇二名古屋」(二〇〇二年、通称ISEA)といった、科学と芸術の接点であるメディアアートを中心とする、さまざまなイベントが開かれた。二〇〇一年「名古屋新世紀計画二〇一〇」で打ち出された「市民芸術村」構想が、それを後押ししていた⁸⁾。

しかし重要なのは、ただ港でイベントが行われたことではなく、そこで大学の枠を超えた地域の人的ネットワークが形成されていたことである。これらのイベントには、名古屋芸術大学(茂登山の前任校)、I AM AS(当時は岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー。アートとサイエンスの融合をきっかけ一九九六年岐阜県大垣市に坂根巖夫を学長として新設)、中京大学(二〇〇〇年から幸村真佐男らのメディアアーティストが教授陣に加わる)、愛知学

泉大学（茂登山の教え子が教員）など、近隣大学に所属する教員・学生たちに加え、当時名古屋地域で次々に創設されていた自主運営スペース^⑨の若いアーティストたちが数多く関わっており、そのつながりは九州や横浜さらにはオランダまで広がっていた。^⑩茂登山は、そこに名古屋大学の学生を積極的に交流させ、展示のみならず、ワークショップやシンポジウム、さらにはDJイベントや展示場併設カフェなど、さまざまな運営のノウハウを学習させていった。

ところが二〇〇三年、名古屋市の方針転換により（倉庫の耐震性問題もあり）市民芸術村構想はとりやめ、ガーデンふ頭二〇号倉庫の活動も終わりを迎える。その結果、名古屋港の遺産である人的ネットワークが、茂登山の勤務先である名古屋大学に流れ込むことになった。^⑪このことは、その後の名古屋大学での芸術教育実践に大きな役割を果たすことになる。

（二）名古屋大学内の事情——人的流入を可能にしたもの

しかし他方、二〇〇〇年前後の名古屋大学に、こうした人的ネットワークの流入を受け入れるだけの土壌がなければ、芸術教育が進展することもなかったであろう。では、それを可能にしたのは、どのような学内の事情だったのだろうか。

茂登山の所属部局である人間情報学研究科（のち改組して情報科学研究科）については、そもそも文理融合を掲げ、当時「IT革命」と言われた情報化社会に対応するマルチメディア教育を推進していたため、以後の学内の芸術活動の拠点となった茂登山研究室をはじめ、芸術とりわけ新たな情報技術を駆使したメディアアートを導入する

ことへの抵抗は少なかった。

では、のちに芸術系科目が開講されることになる全学教育科目（二〇〇三年度より）は、どのような状況にあったのだろうか。

重要なのは、この時期がちょうど、全学教育科目の前身である全学共通科目のカリキュラム改革期にあつていったということ、またその改革を進めていたひとりが、戸田山和久（科学哲学）であつたということである。戸田山は、茂登山の所属部局である人間情報学研究所と母体（旧教養部）が同じで交流も盛んな情報文化学部に所属していた⁽¹³⁾。彼が改革の重点としてあげたのが、科学論、宗教学、そして「芸術」であつた。そこで戸田山は、着任して間もない同僚の茂登山に助力を仰いだのである⁽¹⁴⁾。

逆に、茂登山が構想していた総合大学における芸術（とりわけメディアアート）の理想的なあり方、すなわち文理融合・分野横断・領域媒介を実現するのに、戸田山は最適の相方であつたと考えられる。戸田山は、生物学出身でありながら科学哲学を専門とし芸術全般にも通暁する、分野横断的な人物であつた。茂登山もまた、建築科出身で現代美術やデザインを専門としていた。

そのような環境にも後押しされ、名古屋港での活動が停止したのと同じ二〇〇三年、教養教育院開講の全学教育科目に、芸術教育系四科目八コマ（以下「芸術系科目」）が設置された。初期の講師陣は次の通りである（所属は当時）。

音楽芸術論・水野みか子（名古屋市立大学）／三輪眞弘（I A M A S）／安原雅之（愛知県立芸術大学）
芸術と人間精神・三脇康生（仁愛大学）／丹羽誠次郎（愛知学泉大学）／石松丈佳（名古屋工業大学）

現代芸術論…長尾浩幸（成安造形大学）／津田佳紀（名古屋芸術大学）

表象芸術論…上芝智裕（中京大学）／山本順子（愛知県立大学）／伏木啓（名古屋学芸大学）／江坂恵里子（名古屋芸術大学）

特徴的なことは、その多くが現役のアーティストだったことだ。この人選は、茂登山が有する名古屋港以来の人的ネットワークがなければ不可能であっただろう。結果的に、近隣の各芸術系大学を代表する作家たちが集まることとなり、どの芸術系大学よりも魅力的な講師陣ができてきている。⁽¹⁷⁾これは利害関係にある各芸術大学から距離のある総合大学だからこそ可能になったことと言える。また当時の教養教育院に文学研究科教授の若尾祐司（西洋史）や、工学研究科教授の黒田光太郎がいたことも、芸術教育を推進するきわめて大きな力となったと考えられる。特に黒田は、戸田山との共著で、同じく分野横断的な「技術者倫理」に関する先駆的な業績（黒田ほか二〇〇四）で知られており、茂登山とも名古屋芸大時代からの知人であった。⁽¹⁸⁾

芸術教育進展を促進したもうひとつの理由は、この時期が、全学教育科目が実施される建物（全学教育棟）の改修工事にあたっていたことであるが、これについては後述することとしたい。

二 意識改革（二〇〇〇—二〇〇六年） — 芸術と研究・教育は無関係ではない

しかしながら、芸術系科目が開設され、そこにこれまで築いていたネットワークを生かして外部から講師を招聘

しても、それだけで芸術教育が定着するわけではない。それだけなら、芸術系科目は、通常講義に疲れた学生たちにつかの間の癒しを与えてくれる一服の清涼剤で終わってしまうだろう。芸術が一時の気晴らしではなく、大学に所属するすべての教員や学生に必要なものになるためには、「自分たちに芸術なんて関係がない」という意識を変えていかなければならない。そこで何が行われたのか。

(1)「1コマ」展(二〇〇〇—二〇〇二年)—アートは研究やものづくりに似ている

この意識改革は、すでに芸術系科目開講前から行われていた。茂登山は、自分の講義(一コマ)に作品持参でアーティストに来てもらい、(複製写真ではなく)ほんものの作品を学生に見せながら、作品制作のプロセスを話してもらおうという、「1コマ展」を実践していたのである。そこでアーティスト本人から、発想の経緯や制作プロセスを直接聴くことで、アートが一種の問題解決のプロセスであること(はじめに自分が描いたアイデア(発想)を、どういう素材をつかってどんな工夫をしながら作品という物理的なモノに落とし込んでいくか)を理解したとき、受講生とアートとの距離は一気に縮まる。自分で問いを立て、その解決を目指すことそれ自体は、研究や「ものづくり」と同じだからである。さらにそこで、アーティストにしかできない発想法や素材加工の技術を見せてもらうことで、「おもしろい!」「自分もやってみたい」という気を起こさせることもできる。これを単発ではなく継続的に行うことで、受講生の意識を変革させるのである。この継続にも、茂登山がそれまで学外で築いてきた人的ネットワークが有効に活用されたことは言うまでもない。二〇〇二年まで、二〇名ほどのアーティストがゲストとして参加している¹⁰⁾。

(11) 「講義としての芸術」展 (1100四年)

(11-1) 知(学)と芸術の融合としての豊田講堂を舞台に知(学)と芸術を相互交流させる

他方で茂登山が行ったのが、学内にある芸術リソースの顕在化である。自分たちには関係がないと思っっている知(学)と芸術の融合が、実はすでに学内でなされており、それが重要な役割を果たしていると気づかせるのである。

そこで選ばれたのが、豊田講堂である。⁽²⁰⁾豊田講堂は、榎文彦(一九二八―二〇二四)設計、一九六〇(昭和三五)年トヨタ自動車工業株式会社(当時)により名古屋大学に建設寄附され一九六二年には日本建築学会賞を受賞した、日本を代表するモダニズム建築のひとつであり、二〇〇三年にはDOCOMOMO一〇〇選にも選出されている。南側には谷口吉郎(一九〇四―一九七九)設計の古川図書館(一九六四年、現名古屋大学博物館)があり、一帯はモダンで芸術的な雰囲気満ちている。他方、講堂は講義∥知(学)と密接に結びついてもいる。ゆえに茂登山は、豊田講堂を、知(学)と芸術双方にとってのシンボルであるとみなしたのだ。⁽²¹⁾

この知(学)と芸術のシンボル豊田講堂を会場に、当時名古屋大学社会連携推進室長でもあった(またしても)戸田山と茂登山(そして茂登山が組織していた団体「メディアアセレクト」)が共同で企画したのが、「講義としての芸術」展(二〇〇四年十月一日―十月十日)である。この展覧会で茂登山らは、芸術には「知(学)」について表現すること、知(学)には「芸術」について語ることを求めたのである。

(11-2) 芸術が知(学)を表現する

この展示には当時非常勤講師として名古屋大学の芸術系科目を担当していたアーティストたちも参加していた。⁽²²⁾

彼らの作品は、二〇〇七年の大規模な改修後、二〇一一年国の登録有形文化財に指定されてしまった現在の豊田講堂では実施困難と思われる、極めてユニークなものだった。

紙幅の関係で一例のみ、伏木啓・井垣理史・高木理恵・山田珠実による《R A R A》(二〇〇四年)をあげる(図1)。

それは、豊田講堂の講堂ホール内容席側に巨大な円形スクリーンを設置した、大胆な作品である。この円形スクリーンに向け、中心に置かれた回転台上的プロジェクターから個人の記憶ならびに九・一一など集団の記憶であるさまざま映像が投影され、そこに複数のパフォーマーがリアルに絡むことで作品が進行する。それだけではない。本作では、ステージと観客席の関係が逆転し、通常なら客席に座ってただ作品を受け取る立場の観客がステージに上がり、作品の一部になっているのである。これは、総合大学における「学」のあり方への問いかけでもある。すなわち、ただ座って聞いているだけでなく、自分自身もクリエイターとしてステージにあがるような教育への転換を促しているのだ。

(二一三) 知(学)が芸術を論じる

他方で研究者には「芸術」を論じることが求められ、展示期間中に戸



図1 伏木・井垣・高木・山田《R A R A》(2004年)

田山を含む八名（うち一名のみアーティストの幸村真佐男）がレクチャーを行った。そのなかには、当時名古屋大
理学部助手で、のちに早稲田大学教授として研究者とアーティストが共同するラボ「*metaPhorest*」⁽¹⁹⁾（早
稲田大学生命美学プラットフォーム二〇〇七）を主宰することになる若手生物学者の岩崎秀雄も含まれていた。
これらのレクチャーでは、「ミーム」の解釈をめぐって幸村と人工生命研究者の有田隆也教授（名古屋大学院
情報科学研究科）とのあいだで議論が交わされるなど、実際に学と芸術とが交流したのである。

もうひとつ重要なこととして、この展覧会の後援に「名大サロン」が入っていることに触れておきたい。⁽²⁵⁾名大サ
ロンは、名古屋大学院理学研究科教授（現在は名誉教授）の福井康雄が中心となり、二〇〇二年から二〇一〇
年にかけて行われた催しであり、学内外のさまざまな分野の研究者が、分野も年齢も超え、自由な交流を行って
いた。そうした名大サロンが、知（学）と芸術の往還を目指した「講義としての芸術」の後援に名を連ねていること
は、知（学）と芸術の結びつきを学内の教員・学生に意識してもらうために、きわめて重要なことだったのでな
いかと考えられる。

(iii) *「intermedia performance」*（二〇〇五年）——自分たちでも作 品制作できる

「講義としての芸術」は、芸術系科目担当教員らによる作品展示を通じて学内に芸術的価値を有する資産（豊
田講堂）があること、また主として通常科目担当教員によるレクチャーを通じて、芸術は学問研究と遠いもの
ではないことを教員・学生に意識させるものであった。これに対し、インターメディア・パフォーマンス作品

《Cycling》(二〇〇五年十二月三日・四日実施)では、学生に作品を制作させ、その成果を披露することで、学生・教員に、アートの制作が縁遠いものではないことを意識させる試みである(結果的に、のちに「基礎セミナー」で導入される作品制作授業の試行にもなった)。

「講義としての芸術」が豊田講堂を舞台にしていたのに対し、《Cycling》は、校舎裏の空き地(自転車置き場跡)という何の変哲もない場所をパフォーマンス会場に変えるという試みであった²⁶⁾。

制作を統括したのは、芸術系科目「表象芸術論」を非常勤講師として担当していた名古屋学芸大学助手の伏木啓である²⁷⁾。彼のもとに、情報文化学部の科目「マルチメディア」(伏木も一コマ特別講師として参加)の受講生のうち希望者五名+院生一名と、伏木の勤務先である名古屋学芸大学映像メディア学科の学生四名、あわせて十名の学生が集まり、六月から十二月まで、半年間の制作期間を経て作品《Cycling》は発表された²⁸⁾。それは、前年「講義としての芸術」展で発表された《RARA》と同様、空き地に全長六三・九メートル、高さ三メートルの円形スクリーンを仮設し、そのスクリーンに「記憶」をテーマとするさまざまな映像を投影しながら、その前でリアルにパフォーマンスを行うものである(図2)。

しかしながら伏木によれば、事はそれほど簡単に運んだわけではないという²⁹⁾。

まず場所の問題があった。授業外で定期的なミーティングや制作を行うとして、それをどこでできるのか。ただ幸いなことに、さきほどから何度も名前が挙がっている戸田山の研究室が、情報文化学部のある全学教育棟から情報科学研究科棟に移動することになり、その空き部屋を半年間利用できることになった³⁰⁾。

制作に必要な機材や材料の問題は、総長裁量経費から制作に必要な機材(iMacなど)を購入することで対応できた。

けれども問題はそれだけにとどまらない。教員から学生へ指示を出せば簡単にものごとは進むが、それでは制作にならない。学生の意見も取り入れながら、しかも作品として要求されるクオリティを満たしていくにはどうすればいいのか。試行錯誤を経て、結果的に、作品の基本フォーマットは「講義としての芸術」で展示した《RA RA》と同じにし、そこに載せるコンテンツを、学生との共同作業で制作していくこととしたのである。¹¹⁾

(四) 「映像の記憶／記憶の映像」(二〇〇六年) — 学との再接合

展示が終了したのち、《cycling》のテーマである「記憶」について、アーティストと研究者があらためて論じ合う機会が設けられた。それが公開レクチャー「映像の記憶／記憶の映像—情報文化教育におけるアートとサイエンス」(二〇〇六年二月二十八日)である。認知科学、社会心理学、映像学の研究者が、それぞれ記憶をテーマに講演を行い、茂登山・伏木が《cycling》を振り返る講演を行うことで、それに応じた。これにより「講義としての芸術」同様、知(学)と芸術の再接合がはかられ、意識改革が徹底



図2 伏木・井垣・高木・山田+10名の学生《cycling》(2005年)
(撮影：村上将城)

されていった。²²⁾

三 仮設から常設へ（二〇〇七―二〇〇八年）

地域の人的ネットワークを生かした講師陣による芸術系科目の開設（第一章）、そして知（学）と芸術は遠いようである。作品制作は名大生でもできる、このふたつを意識させる展示（第二章）の後、名古屋大学の芸術教育にとって決定的な次の一歩が踏み出された。そのひとつが、教養教育院プロジェクトギャラリー「class」（cell for liberal arts and scienceの頭文字をとり、それを細胞cellを表す）で括ったもの）の開設であり、もうひとつがアーティスト、フェリーチェ・ヴァリーニによる全学教育棟壁面の作品制作である。どちらも、「講義としての芸術」《cycling》での仮設から現在まで続く常設へという、大きな区切りとなった出来事である。

（一）プロジェクトギャラリー「class」の開設（二〇〇七年）

「class」は、教養教育院の授業が行われる全学教育棟一階南側に開設された、常設のギャラリーである。すでに紹介した「講義としての芸術」や《cycling》がサイトスペシフィックな仮設のプロジェクトであったのに対し、ここで初めて常設のギャラリーが誕生したのである。ここに「class」スタッフとして運営参加

する学生が集まり始める。

「Class」の詳細については、すでにあげた水谷二〇一七に譲るが、重要なのは、なぜこれほどスムーズに常設ギャラリーの開設に至ることができたのか、その理由の方である。

さきにも触れたように、それを可能にしたひとつの要因が、全学教育棟の耐震化を主たる目的として行われた改修工事である。茂登山は、当時の教養教育院長であった若尾祐司から、改修ワーキンググループに入るよう指示を受けていた。³⁸ 仮にこの改修工事がなければ、全学教育棟の一角にギャラリーが出現することはなかったであろう。とはいえ、改修工事があったからといって自動的にギャラリースペースが与えられるわけではない。それまでに、上で述べてきたようなさまざまな試みと、それらを受け入れる大学側の態勢が整っていたからこそ、常設ギャラリーの必要性も理解されたと考えられる。

(二)「PAPLA」(二〇〇六―二〇〇八年)とフェリーチェ・ヴァリーニの壁画(二〇〇八年)

「Class」の開設準備と同じ頃、名古屋大学の学生を中心とする有志が集まり、学内にパブリック・アートを設置しようという動きが始まった。その集まりが「PAPLA(教職員とパブリックアートに関心を持つ学生の有志グループ・Public Art Project for Liberal Arts)」である。そこには、先述の茂登山・黒田をはじめ、芸術系科目担当の非常勤講師江坂恵里子(現・ユネスコデザイン都市なごやプログラム・ディレクター)、大学院生の野中祐美子(現・金沢21世紀美術館)など、のべ六〇名にも及ぶ学生・教職員が加わっていた。³⁹

ミーティングだけでなく各地のパブリックアートの見学や各種文献調査・研究発表なども含む活動のなかで、スイス出身でパリ在住のアーティスト、フェリーチェ・ヴァリーニに壁画制作を依頼することが決まり、作家をスイスから名古屋に招聘した。八日間に及ぶ制作期間中に、ヴァリーニと彼のアシスタントは、高所作業車を操りながらプロジェクターで壁や柱に直線を投影。鉛筆でトレースした後、ペンキを塗った。⁽³⁵⁾この作品《20の点と10の直線》(二〇〇八年)は、壁画が設置されている広場のなかのある特別な地点から眺めたときにだけ、壁面に塗られた線がきれいにつながって、現実の三次元空間のなかに二次元の平面が立ち上がるしかけになっている。一種の錯視アートである(図3)。この地点を探して広場をあちこちするなかで、学生はこの広場のもつさまざまな魅力に気づくようになることも意図されている。いまでもそれは、名古屋大学の名所のひとつとして親しまれている。⁽³⁶⁾

『名古屋大学の歴史一八七二―二〇一九』では、



図3 フェリーチェ・ヴァリーニ《20の点と10の直線》(2008年・名古屋大学全学教育棟)(出典:稲垣ほか編2009)

「class」と壁画とをまとめて次のように記し、歴史のなかに刻んでいる。

「全学教育棟の改修工事にあたっては、学生が計画に参画し、学内経費によりモニュメントを含む環境整備が行われた。フランス在住のアーティスト、フェリチェ・ヴァリーニによる錯視アートが描かれたほか、学生主体により運営されるプロジェクトギャラリー「Class」〔Cは大文字で表記されている〕がオープンし、文化・芸術発信の場として再生した³⁷⁾」。

改修工事のタイミングでなければ、また当然のことながら、教養教育院、施設部他各部署の方々の協力がなければ、壁画は制作されなかったであろう。これも「class」と同じであると思われる。

四 考察

以上、名古屋大学教養教育院のなかで、芸術教育が定着していった経緯を確認してきた。

ところで、本稿のそもそもの問いは、なぜ名古屋大学での芸術教育は一定の成功を収めることができたのかであり、この問いに対する答えをその活動の原点を振り返って明らかにし、芸術教育を総合大学のなかで持続させるヒントを得るのが目的であった。

では、何が成功の要因だったのだろうか。これまで確認してきたことを表にまとめると次のようになる（表1）。

ここに現れたことがらを、冒頭にあげた問題点に対応させて記すなら、次のようになるだろう。

- 一、名古屋港以来の人的ネットワークの維持・発展、さらに本学学生スタッフの採用に成功したこと。
- 二、制作場所と利用時間の問題が幸運にも解決できたこと。
- 三、大学本部・教養教育院その他の教員組織・事務部・施設部等からの理解・継続的支援を得られたこと。教養教育院カリキュラム改革や全学教育棟改修工事などのタイミングに同期できたこと。

一についてはさらに、常設のギャラリー「class」の存在が、芸術系教育継続に不可欠の人的ネットワークの維持に多大な貢献をすることとなった(図4)。それは次のようである。

まず、①非常勤講師として授業を担当しているアーティスト(以下「講師」)が本学の受講生に制作指導した結果を、②「class」ですぐに展示鑑賞できるため、講師・学生とも成果を実感しやすく、授業へのさらなる能動的参加を促す。また③講師は「class」に自作を展示し展示実績を得られるとともに、受講生は講師の技術的卓越性を実感でき、講師への信頼や芸術へ

表1 芸術教育の段階的進展 (作成：吉川・秋庭)

西暦	2000-2002	2003	2004-2005	2007-2008
フェーズ	意識改革 (1) 一講義開設へ	芸術系科目の はじまり	意識改革 (2) 一仮設から常設へ	常設拠点形成
出来事	「1コマ」展	芸術系科目 開講	「講義としての芸術」展 豊田講堂・教員展示 「cycling」展 A館裏・学生制作	「class」創設 ヴァリーニ壁画制作 学生スタッフ
背景	名古屋港以来の 人的ネットワーク (以後継続)	教養教育院 カリキュラム改革	社会連携推進室 名大サロン 総長裁量経費	全学教育棟改修工事

の関心を増し、学生自身が制作に向かうことや「class」スタッフとしての「class」に貢献することへの動機づけにもなる。また授業がきっかけとなり、講師が④学外のギャラリーや美術館等で行う展示を、⑤本学学生が鑑賞するようにするだけでなく、展示準備を手伝い、その過程で講師の教え子である学外の芸大生と交流をもつことで、制作に関する知識が増し、自らの創造性をさらに高める機会が持てる。⑥それを受けて学外の芸大生が名大の「class」を訪れる、また学外の美術館やギャラリーの関係者が本学を来訪することで、「class」の展示の価値が高まり、アーティストを講師に呼びやすくなる。⑦授業を受けていない一般の学生も「class」の作品なら身近で見ることが出来る。⑧それにより芸術系科目への関心が高まり、将来の受講生あるいは「class」スタッフとして「class」を支えていく。また「class」での展示を経験した附属中高生の中から、名大に入学する人が現れる。⑨学外の芸大生が卒業後アーティストとして成長し将来の本学講師となる。⑩同様に、本学の受講生も卒業後研究者となり、将来講師として名大に帰還する。こうした循環により人的リソースが供給され続け、本稿冒頭にあげた難点のひとつ、人的リソースの不足を解消することができたのである。

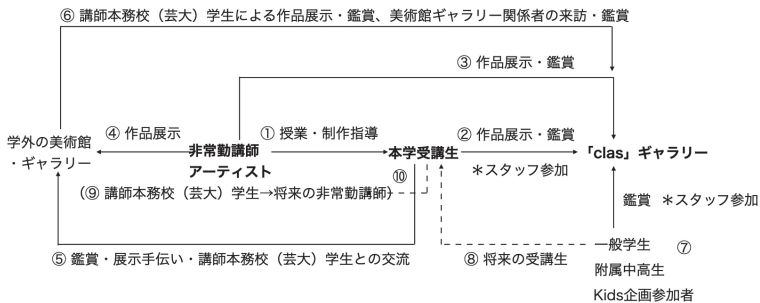


図4 学内の常設ギャラリーによる人的ネットワーク維持への貢献（作成：吉川・秋庭）

五 おわりに

二〇〇八年以後、名古屋大学の芸術教育は、二〇〇九年に学内公募で初めて選ばれたフォノンカフェルーム（全学教育棟北館二階）が「class」と並ぶアート&デザインのもうひとつの拠点となり、さらに二〇一二年度からは「基礎セミナー」で作品制作系授業が始まるなど、順調に進展していた。しかし、二〇一五年度をもって茂登山清文教授が退職。フォノンカフェルームも二〇一九年に「卒業」（閉店）する³⁸。さらに茂登山教授退職後「class」の運営に奔走した栗田秀法教授も二〇二二年度をもって転任。その少し前、二〇二〇年二月頃からはCOVID-19ウィルスの感染拡大、いわゆる「コロナ禍」の影響を大きく受け、濃厚接触を伴う制作系の授業（基礎セミナーならびに芸術系科目）は運営困難となり、「class」も、ギャラリーという閉鎖空間で人が集まるのは「密」という理由で、十分な活動のできない状況が続いた。そうしたなか、二〇二二年度から作品制作系の基礎セミナーは行われなくなり、現在も開講されていない（シラバスにも掲載されていない）。コロナ禍発生から四年を経過した二〇二四年四月に入学した学生は、全学教育棟にプロジェクトギャラリー「class」がある³⁹ということさえ知らない人が多い。フォノンカフェルームについても同様である。五年前では考えられなかったような変化である。

名古屋大学では今後、ITbMギャラリーをはじめ、新設のCommon Nexusを加えて、新たな芸術教育が展開されていくものと思われる。本稿が名古屋大学におけるアートならびにアートを通じた学問研究のより一層の発展のための一助となれば幸いである。

謝辞

本論文の作成にあたり、名古屋学芸大学メディア造形学部の伏木啓先生・井垣理史先生には、貴重な資料のご提供、「class」での展示、インタビューなど、多大なるご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 美大・芸大、さらに教育学部で芸術に関わる実技教育を行っている大学に加えて、広島市立大学（芸術学部、一九九四年から）、九州大学（芸術工学部・二〇〇三年から、前身は九州芸術工科大学）、富山大学（芸術文化学部・二〇〇五年から、前身は高岡短期大学）、信州大学（芸術コミュニケーション分野・二〇〇六年から）など、芸術学部や芸術関連学科などを有する大学で、実技系の実践を交えた芸術教育が行われている。
- (2) <https://www.art.c.u-tokyo.ac.jp/> その中心にいる岡田猛教授（現機構長）は、一九九五年から二〇〇五年まで名古屋大学に教員として在籍していた。
- (3) 「研究×アートをテーマにしたSTEAM作品を共同制作いただける研究者を公募いたします」（東海国立大学機構） [https://web-honbu.jimnu.nagoya-u.ac.jp/fnd/07thers-platform/image/une/konbo_240522.pdf]
- (4) 以下、人名についてはすべて敬称略、肩書きなどは当時のものとする。
- (5) 本稿の記述は、茂登山の生前である二〇二一年十一月三日水曜日午後、ご本人より提供された資料を吉川・秋庭の二名が調査し明らかにした事柄、ならびに二〇二一年九月二十九日水曜日と二〇二二年十月二十七日水曜日、吉川と秋庭が茂登山に対して行ったインタビュー調査に基づいている。その成果の一部はすでに秋庭・吉川二〇二三のなかで紹介されている。また第二章で参照されるアーティストの伏木啓、井垣理史の発言は、二〇二三年十一月二十五日、名古屋大学プロジェクトギャラリー

- 「class」での「名古屋大学のアート2004-2009」展にあわせて開かれたトークイベントの内容に基づいている。
- (6) ARTECについては、馬二〇一四、井口ほか二〇二二などを参照のこと。
- (7) 小西二〇一〇
- (8) 詳細については、秋庭・吉川二〇二三、二〇二二頁
- (9) アーティスト・ランと呼ばれた。代表的なものに、愛知県春日井市「Nimark（一九九九、現在は名古屋市）」、愛知県江南市「七福邸（一九九九）」、愛知県西春日井郡西春町「dot（一九九九）」、愛知県犬山市「アートドラッグセンター（一九九六、現在は宮城県石巻市）」。
- (10) こうしたネットワークのアーカイブ化については、吉川・秋庭二〇二四を参照。
- (11) 他の行き先のひとつが、当時名古屋芸術大学の講師で、ガーデンふ頭倉庫に深く関わっていた池田修氏が中心となって創設された横浜Bank Art1929である（池田二〇二二、三〇〇頁）。
- (12) 「芸術系科目」という名称は、名古屋大学のカリキュラムの中には存在しない。正確には、「全学教養科目」（二〇〇三年度から二〇二二年度まで）あるいは「現代教養科目」（二〇二二年度以降）の中に、芸術についても教える科目がある、というだけである。以下本稿では、「全学教育科目（あるいは現代教養科目）において芸術教育に関わる科目」という煩雑な言い方を避けるためだけに、便宜的に「芸術系科目」という呼び方をする。この点、注意されたい。
- (13) 戸田山は、二〇一〇年度には教養教育院副院長、その後二〇一五年度から二〇二二年度まで教養教育院長を務めた。
- (14) 栗田他編二〇一八、八頁
- (15) 茂登山一九九八
- (16) 松田他二〇〇八、八三頁
- (17) たとえば、三輪眞弘（作曲家）は、第一〇回入野賞一位、第一四回ルイジ・ルッソロ国際音楽コンクール一位、第一四回芥川作曲賞、二〇一〇年度芸術選奨文部科学大臣賞（芸術振興部門）、二〇〇七年アルス・エレクトロニカ（オーストリア）のデジタルミュージック部門ゴールド・ニカ賞（グランプリ）、二〇二〇年第五二回サントリー音楽賞などを受賞している。また上

芝智裕も、一九九一年よりdumb type (ダムタイプ。マルチメディア・パフォーマンス・アーティスト集団) で映像・舞台装置をリアルタイムに制御するためのコンピュータプログラミングを担当するほか映像の制作にも関わり世界各地で公演活動を行っていた。

(18) 「で名古屋芸大に非常勤で来てもらったら、その時は黒田さん助手かなんかだったんですけど、来てもらったりしていて、そこからじわじわとずっと関係が続いていて、僕が名大に来ることになって、また喋っていて、教養教育のことを黒田さん一生懸命やっていて、その中で、あじやあ教養教育院の中で芸術のことやろうつていうようなこと」(茂登山へのインタビュー、二〇二一年十月二十七日)

(19) 松田他二〇〇八、八二頁

(20) 山口他二〇一六

(21) ドコモモ (DOCOMOMO) Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement) モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織 [https://docomomojapan.com/about/]

(22) 茂登山二〇〇五、二頁

(23) 伏木啓、上芝智裕 (soft pad+Refined Colorsとして) 《refined colors installation》、津田佳紀《Read my lips》、長尾浩幸《芸術を探して》、丹羽誠次郎《教室》、水野みか子《ケルヒ》(十安井正規・阪本裕文)、三輪眞弘《逆シミュレーション音楽》(TIA MAS チーム)、三脇康生。非常勤講師以外では、幸村真佐男《非語辞典シリーズ》、椿原章代《eyecatch/youcatch》、平林薫《姿の消える日》《キララの散歩》、平林薫・舘朋子・大垣美華《相手とは／すべて心の内》、古池大介《山々》、武藤勇《名古屋の車窓シリーズ》、山口良臣《あかねさす》、そして《Cafe Line》が参加している。(茂登山二〇〇五、表紙裏)

(24) レクチャーのタイトルと講演者は次の通り。「科学とアート―科学書の扉絵を読む」(戸田山和久・名古屋大学社会連携推進室長)、「視覚とリテラシー―問い学ぶアート」(茂登山清文)、「セラピーとアートの力について」(三脇康生・仁愛大学人間学部)、「学

- 校とアート」(秋庭史典・名古屋大学大学院情報科学研究科)、「ミームとしての写真・ミームとしての芸術」(幸村真佐男・中京大学情報科学部)、「ジェンダー・パフォーマンスとセクシャル・イメージ」初期日本映画における女形から女優への転換」(藤木秀朗・名古屋大学大学院文学研究科)、「隠喩としての生命リズム…その歴史、文化、科学、芸術」(岩崎秀雄・名古屋大学大学院理学研究科)、「キャンパス・ミュージアム」(足立守・名古屋大学博物館) (茂登山二〇〇五、一六一―二三頁)
- (25) 名大サロンについては、次のウェブサイトを参照。
<https://yasuo-fukui.sakurane.jp/wp/c-news/topics/c-video/1078>
- (26) 作品《Cycling》の制作・発表は総長裁量経費「デジタル映像資料を使った新たな文理融合型教育創出のための調査研究」(代表：秋庭史典)の一部として行われた。
- (27) 伏木らもまた、名古屋港ガーデンふ頭20号倉庫での展示経験をもつアーティストであった(作品《skinreal》二〇〇三年)。
- (28) 作家は、伏木啓十井垣理史十高木理恵十山田珠実に加えて学生一〇名。なお、このときの学生のなかに、水野勝仁(名古屋大学大学院、現・甲南女子大学准教授)、平川祐樹(名古屋学芸大学、現・愛知県立芸術大学准教授)がいる。
- (29) 二〇二三年十一月二十五日、名古屋大学プロジェクトギャラリー「class」での「名古屋大学のアート2004+2009」展にあわせて開かれたトークイベントでの伏木・井垣の発言に基づく。
- (30) 伏木・井垣によれば、講義としての芸術「展開場であった豊田講堂でさえ、開幕直前の一週間は、時間延長して制作できたという。当時のPCスベックで映像のレンダリングを行うにはかなりの時間がかかったため、遅くまで作業できるのはありがたかったという。(二〇二三年十一月二十五日、名古屋大学プロジェクトギャラリー「class」での「名古屋大学のアート2004+2009」展にあわせて開かれたトークイベントでの伏木・井垣の発言に基づく。)
- (31) 会場の場所も、自転車置き場跡のほかに、豊田講堂の二階周辺、工学部の屋上、さらにはプール(水中)といった候補地があり、電源・配管、衛生面、使用期間、周辺住民の理解、安全対策等々、さまざまな問題を考慮したうえで自転車置き場跡が選ばれている(総長裁量経費プロジェクト代表である秋庭のメモより)。さらにそこで何をするかについても、当初は空き地の土を掘り

起こすことを考え、実際に学生たちと掘ってみたいところ地盤が想像以上に硬く重機が必要ということがわかり断念している。しかし、こうした紆余曲折のなかでさらなる可能性を思い描く努力が、創造プロセスにとつて重要な拡散的思考の涵養につながっていくのである。

(32) 講演は、川口潤（環境学研究科教授）「認知研究における記憶―思い出と忘却の科学」、唐沢かおり（環境学研究科助教授）「社会心理教育と映像」、茂登山清文・伏木啓「インターメディア・パフォーマンス・cycling―教育創出としての映像教育」、藤木秀朗（文学研究科助教授）「映画におけるヴォイス・オーヴァーと記憶の創造」。これに加えて、新たに名古屋大学情報文化学部の学生四名による作品展示が行われた（安田ほか二〇〇六）。なお、この公開レクチャーも、総長裁量経費「デジタル映像資料を使った新たな文理融合型教育創出のための調査研究」（代表・秋庭史典）の一部として行われた。

(33) 茂登山二〇一七

(34) 稲垣ほか二〇〇九

(35) 栗田ほか二〇一八、一七頁

(36) 次の朝日新聞記事（二〇一九年一月二十三日）など参照

[<http://www.asahi.com/area/aiichi/articles/MTW20190123241310001.html>]

(37) 名古屋大学二〇二二、三六二頁

(38) コロナ禍開け「class」は再開されたが、「class」への作品供給源であり、講師招聘にも学生スタッフ採用にも重要な役割を果たす作品制作授業は失われたままである。本稿の検討結果から見た場合、その復活なくしては、芸術系教育の維持も困難になってくると思われる。復活にはさまざまなハードルがあるが、時間をかけて再準備するほかない。

(39) 設備・運営・メニューなど、その全体がアート&デザインの生きる教育であったフォノンカフェルームが果たした大きな役割については、あらためて論じる必要があると考えている。非公開ではあるが、前川二〇二〇のような研究もすでに存在している。

参考文献

- 秋庭史典・吉川遼『場所をつくる 茂登山清文と名古屋大学のアート1 1998-2003』名古屋大学芸術文化研究会、二〇二三年
- 井口壽乃・森脇裕之「世界デザイン博覧会における国際ビエンナーレ「アーテック89」再考―情報化社会の過渡期にみる名古屋市の文化政策とハイテクノロジー・アート」『デザイン学研究』六八(三)、二〇二二年、三一八―三三八三頁
- 池田修『池田修の夢十夜』Bank Art 1929、二〇二二年
- 稲垣拓也・江坂恵里子・中島健志郎・野中祐美子・茂登山清文編『PAPLA document 名古屋大学全学教育棟中庭におけるアート設置の記録』株式会社デジタル印刷工房プレス・トーク、二〇〇九年
- 栗田秀法・松村淳子編『アニュアル 二〇一七』名古屋大学教養教育院プロジェクトギャラリー「class」、二〇一八年
- 黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治『誇り高い技術者になろう』名古屋大学出版会、二〇〇四年
- 小西信之「名古屋、現代アート90年代後半からゼロ年代へ」『リア』第二四号、二〇二〇年、一一九―一二四頁
- 名古屋大学編『名古屋大学の歴史一八七―二〇一九(下巻)』名古屋大学出版会、二〇二二年
- 安田孝美・川口潤・唐澤かおり・茂登山清文・藤木秀朗・伏木啓・秋庭史典『映像の記憶/記憶の映像 リフレット』平成17年度総長裁量経費教育改革・改善プロジェクト『デジタル映像資料を使った新たな文理融合型教育創出のための調査研究』、二〇〇六年
- 原田康夫「総合大学に芸術を」『高等教育ジャーナル(北大)』第三号、一九九八年、一九三―一九八頁
- 馬定延『日本メディアアート史』アルテスパブリッシング、二〇一四年
- 前川日向子「日本の大学におけるカフェはどうあるべきか―名古屋大学東山キャンパスを事例に」名古屋大学情報文化学部卒業論文、二〇二〇年
- 松田愛・茂登山清文編『Nagoya University annual bulletin of class』07/08』名古屋大

学教養教育院プロジェクトギャラリー「class」、二〇〇八年

水谷仁美「名古屋大学プロジェクトギャラリー「class」展示を通じた知への気づき」茂登山清文・遠藤潤一・定國伸吾・鈴木宣也・水内智英編『ヴィジュアルリテラシースタディーズ』中部日本教育文化会、二〇一七年、一二四―一三三頁

茂登山清文「総合大学の現代芸術の不在」『読売新聞』一九九八年八月五日

茂登山清文編『COLDSCHOOLMS004』「講義としての芸術」ドキュメント『メディアセレクト』、二〇〇五年

茂登山清文「class10」に寄せて」『Between Past and Future「class」10周年記念アーカイブ展』パネル、

茂登山・松村編『Nagoya University annual bulletin of「class」2017』、二〇一八年、六一頁

山口拓史・堀田慎一郎『豊田講堂―Toyoda Auditorium』名大史ブックレット9、名古屋大学文書資料室、第三版、二〇一六年

吉川遼・秋庭史典「創作活動への活用を目的としたアートアーカイブシステムの開発と評価」『情報文化学会誌』三〇（二）、二〇二四年、

一一―一八頁

(よしかわ・りょう 愛知淑徳大学人間情報学部／あきば・ふみのり 名古屋大学大学院情報学研究科)

情報公開条例における開示制限と歴史公文書

——「個人に関する情報」に関連して——

堀田 慎一郎

はじめに

一 行政機関・独立行政法人等における歴史公文書と「個人に関する情報」

(一) 情報公開法における「個人に関する情報」

(二) 公文書管理法における「個人に関する情報」

(三) 歴史公文書の「個人に関する情報」に係わる公開制限

二 地方自治体における歴史公文書の「個人に関する情報」

(一) 情報公開条例における「個人に関する情報」に係わる開示制限のあり方の調査

(二) 情報公開条例の種類と歴史公文書

(1) 情報公開法型

(2) 情報公開法改編型

(3) 個人秘密情報型

(4) 不開示可能型

(5) その他の類型

(6) 公務員氏名の開示

おわりに

はじめに

かつて筆者は、名古屋市を中心とする公立大学法人の歴史公文書についての論考を発表した。そこでは、名古屋市立大学の歴史公文書を確実に後世に残すための選択肢の一つとして、「常用」の現用文書として中間書庫で保存する方法を提示したが、その問題点の一つとして、現用文書であるため名古屋市情報公開条例が定める情報開示請求の対象となり、その情報開示の際には個人に関する情報は基本的にすべてマスクングしなければならないと述べた。^{〔1〕}ところが、同論考の発表後、この記述は誤りであったことに気づいた。詳しくは本稿で述べるが、名古屋市情報公開条例における不開示情報は、個人に関する情報一般ではなく、そのうちの「通常他人に知られたいと認められるもの」という限定が付けられていた。これは、行政機関や独立行政法人等の情報公開法には見られない文言である。それまでの筆者は、地方自治体の情報公開条例は、この規定については例外なく情報公開法に依拠しているものと思い込んでいた。しかし実際には、個人に関する情報に係わる不開示情報について、情報公開法に依拠している自治体が圧倒的に多いのは事実だが、名古屋市のような事例、あるいはそれ以外の事例が、ほかにも見られることが分かった。

公文書館施設にとつて、所蔵資料に記載されている個人に関する情報をどの程度まで利用者の閲覧に供するかは、極めて重要な問題である。特に筆者が所属する東海国立大学機構大学文書資料室では、所蔵資料の利用制限に係わる審査のほとんどが個人に関する情報に係わるものと言っても過言ではない。行政機関と独立行政法人等においては、「公文書等の管理に関する法律」（以下、本稿では「公文書管理法」と呼ぶ）により、現用文書と非現用文書を

問わない概念として「歴史公文書」が採用され、現用文書も歴史公文書として管理されるべきことが定められた。ただ、これを国民が利用しようとする時、現用文書は情報公開法、非現用文書（つまり国立公文書館等に移管された歴史公文書である特定歴史公文書）は公文書管理法によることとされている。このダブルスタンダードは、「常用」文書あるいは「無期限」保存文書などは現用文書であっても、特定歴史公文書より作成・取得後の年数が経過している場合があることなどを考えると、公文書館施設にとつても関心を払わざるを得ないところである。

本稿は、地方自治体の情報公開条例の多様性を受けて、あくまでも公文書館施設や歴史公文書の観点から、情報公開条例における個人に関する情報（本稿では、事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く）の開示制限のあり方について考察するものである。^②なお、対象とするのは基本的に条例の条文であつて、これに関連する施行規則、基準、運用解釈書、要綱、手引書などについては、他稿を期することとする。

一 行政機関・独立行政法人等における歴史公文書と「個人に関する情報」

本章では、公文書館施設や歴史公文書の観点から地方自治体の情報公開条例を論じる際の基準、比較対象となるものとして、行政機関及び独立行政法人等の情報公開法と国立公文書館等・歴史公文書の関係について、「個人に関する情報」に即して現状を確認する。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は、第二十五条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」としている。そして今や、ほぼ全ての地方自治体が、情報公開条例を制定する

に至っている。^③

なお、情報公開法には、行政機関に適用される「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」があるが、以下、本稿では「情報公開法」は基本的に前者を指すものとする。

（一）情報公開法における「個人に関する情報」

情報公開法の条文において、「個人に関する情報」について記載されているものうち最も重要なものは、行政文書の開示義務を規定した第五条である。第五条は、行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない、として開示義務を規定する一方で、そのほとんどの条文を、不開示情報の列举に費やしている（第五条から第七条の全文は、本稿本文の後の資料1を参照）。

本稿が分析の対象とする、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除いた「個人に情報する情報」についての規定は、第五条一号である。^④それによると、まず「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別できるもの、あるいは氏名が記載されていなくても、他の情報と照合することによって特定の個人が識別できるもの（以下、本稿ではこれを「個人識別情報」と呼ぶ）は、不開示の対象になるとされている。さらに、特定の個人を識別できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下、本稿ではこれを「個人非識別権利利益情報」と呼ぶ）も不開示とされている。個人識別情報は特定することが基本的に容易なのに対し、個人非識別権利利益情報は該当判断の困難が予想される。

その上で、個人識別情報及び個人非識別権利利益情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下、本稿ではこれを「公領域情報」と呼ぶ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（以下、本稿ではこれを「生命等保護情報」と呼ぶ）、そして行政機関・独立行政法人等の役員・職員、地方公務員、地方独立行政法人等の役員・職員の職及び業務遂行内容（以下、本稿ではこれを「公務員業務情報」と呼ぶ）は、不開示情報に当たらないとされている。ただし公務員業務情報については、この条文だけからすると、公領域情報に当たらない公務員等の氏名は不開示情報となるが、二〇〇五年の各府省の申し合わせによつて、当該行政機関に所属する公務員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除いて公にするものとされている^⑤。

そのほか、部分開示について規定した第六条二項も、「個人に関する情報」に係わつてくる。第五条一号で個人識別情報と見なされるものであつても、氏名や生年月日その他の情報を除外することによつて個人が識別できないのであれば、公にしても個人の権利利益を侵害するおそれがないことを条件に、その除外した残りの部分は開示しなければならぬ、とされている（以下、本稿では「六条二項規定」と呼ぶ）。

ここで重要となるのが、第五条一号で不開示情報とされた個人識別情報は、全て開示が禁止されるのか、あるいは個人の権利利益を侵害しないもの、あるいは人に知られたくない個人の秘密（プライバシー）ではないのであれば、裁量的な開示が認められるのか否かという問題である。^⑥ 裁量的な開示については第七条で、第五条で不開示情報とされたものであつても「公益上特に必要であると認められるとき」は開示することができる^⑦とされている（以下、本稿ではこれを「公益裁量規定」と呼ぶ）。しかし、個人の権利利益を侵害しないことやプライバシーではないことと、公益上特に必要であると認められるときとは、相当な懸隔がある。これを考えると、第五条で不開示情報とされた

個人識別情報は、不開示になりうる情報ではなく、現実的には開示が禁止されている情報と考えられる。

このことと付随して、のちの議論のために触れておかなければならないのは、公文書管理法に出てくる「時の経過」の問題である。時が経過したことによつて、個人識別情報や個人非識別権利利益情報を公にすることが「公益上特に必要であると認められる」のようになる具体的な場面は考えづらく、現用文書に記載されている個人識別情報は、何年が経過しようとも不開示であるとせざるを得ない。

時の経過と係わつてもう一つの重要な論点に、「個人に関する情報」の個人は死者も含むのか否かというものがある。かつて筆者は拙稿で、個人情報保護法において「個人情報」が「生存する個人に関する情報」と定義されていることから、「個人に関する情報」の個人は生死を問わないと考えられると述べたことがある。⁽⁷⁾ただこれは厳密には正しくなく、それはあくまでも個人情報保護法の中のことであつて、情報公開法の「個人に関する情報」については、死者の名誉、プライバシーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうることを考慮すると、個人には死者も含むと解される、と考えられている。⁽⁸⁾やや曖昧な部分は残すが、死者も含むものとする結論は同じである。

(二) 公文書管理法における「個人に関する情報」

次に、公文書管理法に基づき、国立公文書館等に移管された歴史公文書である特定歴史公文書の利用制限において、「個人に関する情報」（本稿では、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）がどのように取り扱われるかを確認する。かつて筆者は拙稿の中で、公文書管理法施行後の特定歴史公文書の利用制限の問題について、名古

屋大学大学文書資料室（現在は東海国立大学機構大学文書資料室）を事例に論じたことがある。⁹⁾ 本節では、特にこ
とわらない限り、そのうちの「個人に関する情報」に係わる部分に基づいて記述する。

行政機関と独立行政法人等の情報公開法では、特定歴史公文書を行政文書、法人文書から除外している（第二条
二項二号）。そして、特定歴史公文書の利用制限については、公文書管理法に規定されている。つまり、同じ歴史
公文書であっても、その開示や利用の制限については、現用文書の段階では情報公開法、非現用文書となつて国立
公文書館等へ移管されると公文書管理法が適用される。

公文書管理法において、特定歴史公文書の利用制限について記述されているのは第十六条である（第十六条の全
文は、本稿本文の後の資料2を参照）。同条では、「次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。」
として、利用に供することを義務づける一方で、その例外について列挙している。

その中で、「個人に関する情報」に係わるのは一号イ「行政機関情報公開法第五条一号に掲げる情報」と二号イ「独
立行政法人等情報公開法第五条一号に掲げる情報」である。即ち、情報公開法第五条一号に不開示情報として掲
げられた個人識別情報（前節参照）と個人非識別権利利益情報（前節参照）は利用の例外とされている。前述のよ
うに、情報公開法では不開示情報は基本的に開示禁止と考えられるが、公文書管理法では異なる。まず、公文書管
理法制定当初の内閣府のコンメンタールでは、第十六条の利用制限事由について、「利用を制限することのできる
情報の要件を定めるものである」とされている。¹⁰⁾ これだけを素直に読めば、情報公開法第五条一号の個人識別情報
や個人非識別権利利益情報に該当するものの利用を制限しなければならないのではなく、場合によっては制限でき
るものと解される。

ただその一方で、国立公文書館等の利用等規則の規定例と運用にあつたの留意事項からなる「特定歴史公文書

等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(二〇一一年四月一日、内閣総理大臣策定、以下、本稿では「ガイドライン」と呼ぶ)では、利用制限事由に該当するものは全て制限せよとは書かれていないが、その一方で裁量的な制限を示す「できる」という言葉も使われていない。実際の各国立公文書館等の利用等規則でも、この第十六条に即して定められた条文には、制限できるといような裁量規定は見られない。これはおそらく、情報公開法との関係が想定される。即ち、情報公開法では原則不開示であるのに、公文書管理法では裁量的な制限が許されるといふダブルスタンダードの問題である。

さらに第十六条では、その二項において、利用請求された特定歴史公文書が、一号又は二号に該当するか否かを判断する時、それが公文書として取得・作成されてからの「時の経過を考慮」するように定めている。この時の経過の考慮規定は、情報公開法には見られない。またガイドラインにも、利用等規則の規定例に、特定歴史公文書に記載された情報が利用制限事由にあたるか否かを判断する場合に「時の経過」を考慮することが明記されるとともに、留意事項として、その考慮にあたっては「利用制限は原則として作成又は取得されてから三〇年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。」と明記された。この「考え方」とは、アーカイブズに係わる国際的動向・慣行を踏まえたいわゆる「三〇年原則」に基づくものだが、ここでは詳述しない。

以上のような公文書管理法やガイドラインの規定を踏まえ、国立公文書館等では「個人に関する情報」の利用制限についてどのように取り扱っているのか。まず利用等規則については、ガイドラインに準拠して、情報公開法第五条一号の不開示情報(個人識別情報、個人非識別権利利益情報)を利用制限事由に挙げつつ、その判断には「時の経過」を考慮する旨を定めた。これにより、「個人に関する情報」の利用制限に、少なくとも「時の経過」による裁量的な措置が認められることが明らかになった。ただ、時が何年経過するとどのような事項が利用できるよう

になるのかといったことは明記されていない。

そこでガイドラインでは、各国立公文書館等が利用制限事由該当性を審査する際の基準を定め、これを公表するよう求めている。各館の審査基準は様々で、ここでそれぞれについて検討している余裕はないが、個人に関する情報については、ガイドラインの言う三〇年原則を基本としていることは共通している。逆に、作成・取得後三〇年を経過していない特定歴史公文書については、情報公開法第五条一号（あるいはそれを引用した公文書管理法第十六条一号イ、二号イ）のいう不開示情報としての個人識別情報、個人非識別権利利益情報は、基本的に利用制限を行う方針を取っていると解される。特に「東海国立大学機構大学文書資料室の保有する特定歴史公文書等の利用制限に関する審査基準」では、三〇年を経過していない特定歴史公文書の利用制限は、東海国立大学機構の情報開示に係わる基準である「東海国立大学機構の情報公開における開示・非開示の審査基準」に準拠することを明確にしている。

問題は三〇年を経過した特定歴史公文書であるが、個人に関する情報については、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものの利用を制限し、経過年数によって制限を緩和していく方針で各館の審査基準は一致していると解される。言い換えれば、情報公開法第五条一号で不開示情報であるとされた個人識別情報であっても、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないのであれば利用に供することができるということである。ただ、何年経過するとどの程度の個人に関する情報が利用できるようになるのかは、審査基準の本文には明示せず、参考のための別表という簡単な表を掲げるとどまっている（本稿本文の後の資料3として、東海国立機構大学文書資料室の別表を掲載した）。

全く同じものではないがこれに類する表が、公文書管理法施行前においては、国立公文書館利用規則の条文に付

随する別表として掲げられていた。しかし、公文書管理法施行後は、規則から審査基準に移され、しかも参考のため
の別表とされた。これは、国立公文書館に移管された歴史公文書の利用が、公文書管理法の施行により、任意の
行政サービスから情報公開法による情報開示と同じ国民の請求権に属するものとなったことと関わっている¹⁾。前
述のように、情報公開法は「時の経過」による個人に関する情報の開示制限の緩和をうたっていない。

(三) 歴史公文書の「個人に関する情報」に係わる公開制限

前々節、前節で確認してきたことをまとめると、作成・取得後三〇年を経過していない歴史公文書に記載された「個
人に関する情報」については、現用文書であっても、非現用文書になって国立公文書館等へ移管された後の特定歴
史公文書であっても、情報公開法第五条一号の不開示情報（個人識別情報、個人非識別権利利益情報）は基本的
に利用制限の対象となりマスキング等の措置が必要とされる。しかし一方、作成・取得後三〇年を経過した歴史公文
書については、現用文書は「時の経過」が考慮されないのに対し、特定歴史公文書等は法的な不安定さは否めない
ものの、ガイドラインや各国立公文書館等の審査基準のレベルで、個人に権利利益を侵害するおそれがないのであ
れば、情報公開法第五条一号の不開示情報でも公開できることになった。

このことは、歴史公文書を行政機関・独法等の原課（以下、本稿では当該公文書を作成・取得した部署のことを
原課と呼ぶ）が保存期限を延長して現用文書として保有し続けると、作成・取得後一〇〇年、二〇〇年が経過しても、
情報公開法第五条一号で不開示情報とされた個人識別情報を全てマスキングしてしか利用できないということにな
る。これは公文書管理法の趣旨にもとるものと言わざるを得ない。原課は、業務に利用する可能性がほぼ想定され

なくなつた時点で、国立公文書館等に移管することが望ましい。ただ、現用文書には、保存期間を「常用」や「無期限」として管理されるものもある。そしてそれらは歴史公文書である可能性が高い。このことを考えると理論的には、歴史公文書については原則として「常用」や「無期限」にせず、国立公文書等に移管するようにするのが理想的である¹²⁾。

二 地方自治体における歴史公文書の「個人に関する情報」

本章では、第一章を踏まえて、地方自治体の情報公開条例において「個人に関する情報」の開示制限がどのように規定され、それが歴史公文書（本稿では、公文書管理法と同様に、歴史的に重要である公文書は、現用文書と非現用文書と問わず、「歴史公文書」と呼ぶこととする）の公開のあり方にどのような影響を与えるのかを見ていく。

（一）情報公開条例における「個人に関する情報」に係わる開示制限のあり方の調査

今回、情報公開条例における「個人に関する情報」に係わる開示制限について、地方自治体によりどのような違いが見られるのかを調査した。調査対象は、都道府県、政令指定都市、二〇二四年四月一日現在で公文書管理条例が施行されている市区町村で、調査結果をまとめたのが表1である¹³⁾。

六項目のうち、「情報公開法への準拠」の項目は、情報公開法との類似性によって分類したものである。類似性

の有無を判断するにあつての基準としたのは、まず開示義務と不開示情報を規定した第五条一号との類似性である。そのほか、不開示情報における個人非識別権利利益情報（第一章第一節参照）の有無、第六条二項規定（第一章第一節参照）に相当する条文の有無、公益裁量規定（第一章第一章参照）に相当する条文の有無にも注目し、それらが無い場合はこの項目にカッコ書きで記した。具体的には、次節でそれぞれの分類型に即して述べる。

「最大の配慮」規定の項目は、解釈及び運用の基本や方針、実施期間の責務などを定める条、もしくは冒頭の前文や附則に、個人に関する情報等がみだりに公にされないように最大の配慮をしなければならない旨の文言があるか否かである。これは情報公開法には見られない条文だが、ほとんどの地方自治体の情報公開条例で採用されている。この条文が存在することは、歴史公文書の開示制限に少なからぬ影響を与えるものと考えられる。「個人に関する情報」、「最大の配慮」という文言が実際に使われている場合は「○」とした。「個人に関する情報」の文言は使われているが、「最大の配慮」の文言が異なる場合は、「○」を付したうえでその旨を記した。そのほか「個人に関する情報」が、一般に他人に知られたくないと考えられる個人に関する情報、個人の秘密、プライバシーなどを示す文言に置き換わっている場合は、「個人秘密情報」とした。これに類する条文が全く見られない場合は「×」とした。

「適用公文書の制限」の項目は、作成・取得された時期によつて、条例（特に情報開示に係わる内容）が適用されない、もしくは適用が制限される規定の有無を示す項目である。情報公開法にはそのような規定は見られず、地方自治体の情報公開条例独特の規定である（末尾の附則に付記される）。条例施行前に作成・取得した公文書、あるいは合併された自治体から承継された公文書への適用を除外するか適用を制限するものが多い。これは、公文書管理条例未制定、公文書館未設置の自治体では、一定の時間が経過した歴史公文書を利用することができなくなる可能性が

想定される点で重要である。なお、警察本部、公安委員会、議会の公文書については、独自の適用制限が設けられているケースが多いため、この表では調査対象から除外している。

「公文書館」の項目は、公文書館施設の設置の有無である（二〇二四年四月一日現在）。公文書館施設とは、たまたま残されていた公文書を歴史資料として保存している施設ではなく、保存期間が満了した公文書を評価選別し、歴史資料として保存、公開する一定のルール（条例であるかどうかは問わない）を有している自治体が設置する施設である。その判断基準は、国立公文書館ウェブサイトの「関連リンク」に挙げられている施設を設置しているか否かとした。公文書館施設が未設置の場合、歴史公文書が廃棄されてしまう危険があると同時に、廃棄されなくても現用文書のまま保存されていくことになり、これを調査しようと思えば情報公開条例による開示請求をおこなう必要が生じる。

「公文書管理条例」の項目は、公文書管理法に相当する条例の有無である（二〇二四年四月一日現在で施行されているもの^④）。公文書館条例が未制定の場合、公文書館施設が設置されていても、歴史公文書の利用は請求権の範疇になく、いわば任意の行政サービスとなる。また、公文書管理条例が制定されていても、公文書館施設が未設置で、条例に歴史公文書の利用が規定されていない場合、保存はされていても利用できないという状況になりかねない。

これら二つの項目も、歴史公文書の観点からは、情報公開条例の開示制限のあり方と係わって重要であると考えられる。

そのほか、「公務員氏名開示」の項目は、公務員業務情報（第一章第一節参照）のうち、公務員等の氏名を不開示情報としているか否かに関するものである。これについては、本章第二節第六項で述べる。

(二) 情報公開条例の類型と歴史公文書

(1) 情報公開法型

表1の「情報公開法への準拠」の項目では、「情報公開法型」に分類される地方自治体が圧倒的に多い。四七の都道府県のうち三九(約八三%)が、二〇の政令指定都市のうち一五(七五%)が、五七の公文書管理条例制定自治体(都道府県、政令指定都市含む)のうち三八(約六七%)がこれに該当する。

本稿で情報公開法型に分類するにあたっては、公文書の開示義務を規定した条が次の二つの要件を満たしていることとした。ただし、部分開示に係わる条等に時限的開示義務(本節第五項参照)が明示されているものは除外した。

① 主文が、開示請求があつたとき、同条に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除いて、当該公文書を開示しなければならぬ、という構造になっていること。

② 不開示情報として掲げられた「個人に関する情報」が、公領域情報・生命等保護情報・公務員業務情報(これらの用語については、第一章第一節参照)等以外の個人識別情報全般を指す形になっていること。

これに付随するものとして、個人非識別権利利益情報(第一章第一節参照)を非開示情報とするか否かについては、表1の情報公開型のほとんど全てが公文書の開示義務を規定した条に不開示情報として挙げられている。例外は秋田県のみである。また、六条二項規定(第一章第一節参照)が部分開示を規定する条に見られることも同様で、例外は宮城県、高知県、佐賀県、岡山市、上尾市のみとなっている。そのほか、情報公開法に見られる公益裁量規

定（第一章第一節参照）も、情報公開型のほとんどもに見られ、例外は京都市、世田谷区に限られる。

ほとんどの情報公開法型の条例は、情報公開法と同様に、公領域情報・生命等保護情報・公務員業務情報等以外の個人識別情報、及び個人非識別権利利益情報は、公益上特に必要がない限り、条文の内容に即していえば、全て非開示情報になるものと考えられる。そして地方自治体の場合、その上でさらに、条例全体の方針や実施機関の責務として、個人に関する情報への「最大限の配慮」がうたわれる場合が多い（表1の「最大限の配慮」規定」の項目を参照）。情報公開法型でなおかつ「最大限の配慮」規定がある自治体は、情報公開法以上に個人に関する情報の開示を厳しく律しようとしているとも考えられる。

もちろん、個人に関する情報への配慮や保護の重要性は、あらためて述べるまでもない。しかしその一方で、作成・取得後三〇年はともかく、さらに五〇年、一〇〇年、二〇〇年が経過した歴史公文書が、公領域情報・生命等保護情報・公務員業務情報等以外の個人識別情報を全てマスキングしなければ利用できないという事態は、歴史研究の進展に大きな障害となろう。

公文書管理条例の制定や公文書館施設の設置を行い、保存期間が満了すれば歴史公文書を公文書館施設に移管して、三〇年原則を参照しながら、歴史公文書における個人に関する情報を時の経過に応じて段階的に公開する道が開かれている自治体でも、問題は完全には解決されない。つまり、原課での保存期間を無期限や常用として設定する場合、三〇年をはるかに超えて現用文書として管理されることとなり、それこそ前述の一〇〇年後、二〇〇年後という想定が現実的になる。しかも、無期限や常用として保存される現用文書には、歴史公文書であるものも少なくない¹⁵。また、保存期間が有期限の公文書であっても、保存期間の延長を繰り返して、結果として相当に長い期間を現用文書のまま保存する可能性もあり得よう。

ましてや、公文書管理条例や公文書館施設を持たない自治体にあつては、作成・取得後に相当な時間が経過した歴史公文書の開示・利用の問題がより大きいものとなることは明らかである。

この問題への対策としては、作成・取得後長期間が経過した現用の歴史公文書に対しては、その開示にあつての時の経過への配慮などを行う道を開くことが考えられる。例えば、当該情報が時の経過によつて不開示情報に該当しなくなった場合には公文書の開示を義務づける規定を設けることは考えられよう。実際にそのような規定を持つ自治体も見られる（本節第四項、第五項参照）。また、公文書管理条例と公文書館施設をともに有する高知県では、不開示情報である個人に関する情報のうち死者に関するものについては、「実施機関が定めるところによる場合は、この限りでない。」として、生存していない個人に情報については開示される余地を残している。

公文書館施設を設置した自治体であれば、相当の時間が経過した公文書で、業務に利用する余地が完全にはなくともほぼなくなつたものについては、特別な理由がない限り公文書館施設に移管しなければならぬ制度にするべきだろう。原課は、公文書館施設への移管後も当該歴史公文書を利用できるのだから、業務に利用する可能性がほぼなくなつている歴史公文書を現用文書のまま保存する理由はないはずであるし、それが原課の負担軽減にもなる。もつとも、そういった移管に係わる原課への強制性を確保すると同時に、移管後の歴史公文書の利用を一般の請求権とするためには、やはり公文書管理条例が必要となる。

なお、この問題については、適用文書の制限と合わせて議論すべきであろう。前述のように、情報公開法では作成・取得した年代による適用除外の規定は存在しないが、表1からも分かるようにそのような規定を定めている自治体が少なくない。典型的な例の一つとしては、当該条例施行前に作成・取得された公文書を適用除外するケースである。このケースで、なおかつ公文書館施設や公文書管理条例を有していない場合は、適用が除外された歴史公

文書を利用する道が閉ざされてしまう。もつとも、そうしたケースでも、適用除外された公文書には施行前に存在していた旧条例等が適用されるようになっていく場合がほとんどではある。しかしそうであっても、旧条例等の内容によっては、歴史公文書の利用が不便になる可能性も想定される。また、いわゆる平成の大合併を経た市町村では、編入合併された自治体から承継された公文書を適用除外としたり、旧自治体の条例等を適用するといった規定を設けている場合が多い。これも、時間の経過した歴史公文書の利用に支障を生じさせる事態が懸念される。

また愛知県では、一九八六年四月一日の前に作成・取得された公文書については、条例の情報開示に係わる条項の適用は除外され、開示の申し出（請求ではない）があつた時は、開示するように「努めるものとする」という努力義務にとどまつている。愛知県には愛知県公文書館はあるものの、歴史公文書の移管義務を定めた公文書管理条例は存在しない。もちろん、愛知県にも公文書管理規程はあり、公文書館が早い段階から歴史公文書を評価選別できるように規定されている⁽¹⁶⁾。しかし、公文書管理法制定前の行政機関においても、行政機関ごとの公文書管理規則は定められ、国立公文書館も存在していた。それでは十分に歴史公文書が国立公文書館に移管されないからこそ公文書管理法が定められたことを想起すべきであろう。

(2) 情報公開法改編型

表1の「情報公開法への準拠」の項目において、「情報公開法改編型」として分類した自治体は少なく、山形県、群馬県、鳥取県、愛媛県、熊本市の五自治体にとどまる。

第一章第一節で述べたように、一般に情報公開法では、掲げられた不開示情報については、公益上特に必要と認められるときを除いては開示しないという解釈がなされており、公益上開示が必要な個人に関する情報は想定され

づらいことから、不開示情報は基本的に開示しないものと考えられる。ただ、これらのことが明快な条文とは言い難いことも事実である。

これに対し、情報公開法改編型の情報公開条例の特徴は、情報公開法と異なり、開示義務と不開示情報が別の条で規定されていることである。例えば山形県では、開示義務を第五条で規定し、なおかつ不開示情報は開示禁止であることを明らかにしたうえで、第六条で不開示情報を明示する。また群馬県のように、不開示情報を掲げる条の本文において、公文書に不開示情報が記録されている場合は、「当該公文書を開示してはならない」と開示禁止を明快にしているケースもある。また、掲げられた不開示情報の内容は、五自治体ともに情報公開法型と基本的に同じであり、公益裁量規定、六条二項規定も見られる（山形県だけは六条二項規定なし）。つまり情報公開法改編型は、情報公開法型の不開示情報の開示禁止をさらに明確化したものと言い換えることもできよう。

注目されるのは、この五自治体の全てが公文書管理条例を制定していることである。現用文書としての保存期間が満了した歴史公文書を確実に保存することが条例で定められていれば、現用文書の間は個人に関する情報の不開示を厳格化しても大きな問題にはならない。ただ、この五自治体のうち、愛媛県、熊本市は公文書館施設を設置していないことには注意を要する。歴史公文書を確実に保存しても、それが広く利用されなければ意味がないからである。

その点、熊本市は公文書管理条例において、保存期間が満了した歴史公文書を「特定歴史公文書」と呼称し、これを市長が保存するとともに、利用請求に応じる義務があると定めている。公文書館施設という受け皿がないことに不安は否めないが、理論上は対策がなされている。さらに同条例では、特定歴史公文書を利用に供する場合は、公文書管理法と同じように作成・取得されてからの「時の経過」を考慮するべきとしている。むやみに現用文書を

無期限や常用としたり保存期間の延長をせず、特定歴史公文書として保存・公開する道筋が示されている。これに対し愛媛県は、公文書管理条例に歴史公文書に係わる規定が見られないところに問題を抱えているが、二〇二六年度を目標に公文書館施設を設置する方針が発表されており、状況が改善されるようである。

また五自治体のうち、公文書館施設を設置している山形県、群馬県、鳥取県は、表1の「最大限の配慮」規定の項目における、個人に関する情報への「最大限の配慮」規定が見られない。山形県には規定そのものが見られず、群馬県と鳥取県は個人に関する情報ではなく、範囲を狭めた個人情報への配慮を述べる形になっている。その因果関係は不明だが、歴史公文書の取扱いが、現用、非現用を問わず条例上の規定により一貫して行われる体制が整っている（そのためには公文書館施設も必要である）こととの関係が想起されよう。

適用公文書の制限については、五自治体のうち、公文書管理条例と公文書館施設をともに有する自治体では作成・取得年代による制限が見られないのに対し、公文書管理条例のみの自治体については何らかの制限が設定されている。もともと熊本市は、条例施行前に作成・取得された公文書について、整理や目録作成が終わっていないものを適用外とするという軽微な制限である（整理や目録作成をあえて行わずに適用から除外する行為が発生する可能性はあるが）。これに対し愛媛県は、条例施行前に作成・取得された公文書には条例施行前の要綱が適用されるとしており、開示が請求権の対象ではないという問題がある。

(3) 個人情報密情報型

表1の「情報公開法への準拠」の項目において、「個人情報密情報型」として分類したのは、北海道、京都府、大阪府、兵庫県、名古屋市中区、二セコ町、犬山市の七自治体である。「はじめに」で触れた名古屋市中区はここに属する。

個人秘密情報型の特徴は、非開示情報としての個人に関する情報に、「通常他人に知られたくないと認められる」(北海道、兵庫県、名古屋市)、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」(大阪府、ニセコ町)、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」(京都府)、「公開することにより個人のプライバシーを不当に侵害する具体的おそれのある」(犬山市)という、個人に関する情報一般ではなく、個人秘密情報に限定する留保が付せられている点にある。ただし、次項で述べる不開示可能型のように、掲げた不開示情報を開示しないことが「できる」という書き方をしているものはこの類型から除外した。

個人秘密情報型の情報公開条例は、個人に関する情報が全て不開示ではないことを明示している点において、情報公開法型、情報公開法改編型と異なっている。もともと、他人に知られたくないと考える基準は個人によつて様々であることを考えると、その判断には困難が伴うことが想定される。個人に関する情報を原則として不開示とする方法に比べると、情報開示請求が行われた際の自治体側の負担が増大することが避けられないだろう。それでも、公文書館施設や公文書管理条例を持たない自治体の場合は、現用文書の不開示の範囲を時の経過に係わらず広げざることは、歴史公文書の利用という観点からは問題が大きい。一定の時間が経過した現用文書についてのみ、個人情報秘密型の対応を取る余地を残す方が望ましいと考えられる。なお、個人秘密情報型の七自治体は、いずれも公文書館施設と公文書管理条例の少なくともどちらか一方を有している。

個人秘密情報型の七自治体のうち、表1の「最大の配慮規定」の項目で、個人に関する情報への「最大の配慮」を明記しているのは三自治体(北海道、兵庫県、名古屋市)にとどまる。ニセコ町は、別の条において、個人秘密情報への「最大の配慮」を述べている。また、京都府、大阪府、犬山市は、個人秘密情報への最大の配慮を、冒頭附則(もしくは前文)と別の条の二カ所に記載している。これは、個人に関する情報の不開示情報を、個人秘

密情報に限定していることとの関連が想起される。

大阪府とニセコ町は、掲げられた不開示情報を開示もしくは公開「してはならない」という条文が見られ、不開示情報の開示禁止を明確にしている。¹⁸⁾これは、不開示情報の範囲を狭めた分、みだりに個人情報秘情報が公開されないように禁止を明らかにしたものであるうか。また北海道、ニセコ町、犬山市は、個人非識別権利利益情報に係わる規定が見当たらない。

適用公文書の制限については、名古屋市を除いては、条例施行日前に作成・取得された公文書に対する適用制限を基本的に設けていない（犬山市は目録が整備されているという留保が付くが）。名古屋市は、一九八六年四月一日より前に作成・取得された公文書を条例の適用外としている。これは愛知県と共通する除外規定であり、前々項で愛知県の例を引いて述べたように、公文書管理条例が未制定の現状にあつては問題を内包する状況である。

(4) 不開示可能型

この不開示可能型に分類したのは、横浜市、市川市、和泉市、宇土市、東神楽町、大槌町の六自治体である。都道府県にはこのタイプは見られず、政令指定都市でも横浜市のみとなっている。

このタイプの特徴は、掲げられた不開示情報を公開あるいは開示「しないことができる。」「公開しないことができる情報は、次のとおりである。」などという条文になっていることである。掲げられた不開示情報は、原則不開示ではなく、不開示になりうる情報であることが明確にされ、個人に関する情報でも開示できる余地をかなり広げている。

ただし、同じ不開示可能型でも、掲げられた不開示情報の種類には差異が見られる。横浜市、市川市、和泉市、

宇土市は、不開示情報が個人に関する情報一般になつてゐる。これに対し、東神楽町は不開示情報を個人秘密情報としてゐる。特に大槌町は、不開示とする個人に関する情報を、「公開することにより個人の権利、名誉、利益又は幸福を害するおそれがあるものと認められるもの」としてゐる。個人にする情報の不開示に係わる主要な条文において、個人識別情報の不開示の例外として、個人の権利利益を侵害するおそれがないというところまで範囲を広げた例は、今回の調査の中ではほかに見当たらなかつた¹⁹⁾。これは第一章第二節で述べた、国立公文書館等における作成・取得後三〇年が経過した特定歴史文書等の利用に係わる参考別表を想起させる文言である。なお、この不開示可能型の六自治体のうち、市川市、東神楽町以外の四自治体は公益裁量規定が見られない²⁰⁾。

前節で述べたように、三〇年を経過していない現用文書の開示をここまで広げる必要があるかという疑問はある。ただ、この不開示可能型の場合、不開示情報は不開示に「できる」のであるから、例えば作成・取得後の経過年数に応じて開示できる個人に関する情報を広げていく運用は可能であろう。実際に東神楽町は、部分開示に係わる条において、「非公開情報が記録されている情報であっても、期間の経過により、当該情報の全部又は一部について、非公開とする理由がなくなつたときは、これを公開しなければならない。」²¹⁾してゐる。また大槌町も、同じく部分開示に係わる条において、不開示情報に該当する文書であっても、「期間の経過により公開を拒む事由がなくなつたときは、当該公文書を公開しなければならない。」としてゐる。

この不開示可能型のうち、横浜市を除く五自治体は、公文書管理条例を制定しているが公文書館施設を設置していないという共通性を持つてゐる。公文書館施設を持たない中で、歴史公文書をいかにして保存し、利用に供していくかを考えるとき、この不開示可能型の採用は合理的と言えるかもしれない。

なお、現在では不開示可能型の都道府県が見られないことは前述の通りだが、近年までは山口県もこのタイプ

であった。すなわち、公領域情報、公務員業務情報等を除く個人識別情報が記載されている公文書は「開示をしないことができる。」とされていた（個人非識別権利利益情報規定、六条二項規定、公益裁量規定なし）⁽²¹⁾。それが、二〇二二年一二月の改正によつて、典型的な情報公開法型に改編された⁽²²⁾。山口県は、公文書館施設を設置し、公文書管理条例も制定しているため、基本的に問題はないと思われるが、それでも本節第一項で述べたように、長期保存や無期限保存、常用の現用文書の問題には注意する必要があるだろう。もちろん、公文書館施設も公文書管理条例も有しない自治体がこのような改正をする場合は、これも本節第一項で述べたように大きな問題をはらんでいる。

(5) その他の類型

ここでは、情報公開法型、情報公開法改編型、個人秘密情報型、不開示可能型のいずれにも分類しなかつた自治体の情報公開条例について述べる。

その一つは「情報公開法・時限的開示義務型」で、新潟市、那須町、渋川市、甲賀市、天草市の五自治体が該当する。前項の不開示可能型においても、時の経過による開示義務が明示された例を挙げたが、この五自治体は、本節第一項で情報公開法型の条件として挙げた二項目にも該当する点が異なっている。

新潟市、那須町、渋川市は、部分開示の条において、不開示情報として掲げられている情報であっても、「期間の経過により」それに該当しなくなつた時は開示しなければならぬと規定している。甲賀市は、同じように部分開示の条において、「時間の経過」により該当しなくなれば公開を義務づけている。天草市は、部分開示の条ではなく、「行政文書の時限的公開」を規定する条において、公開請求された情報が非公開情報に該当する場合、「その該当理由が一時的なものであり、その理由が消滅したときは、その情報を公開しなればなりません。」としている。

この五自治体が、いずれも公文書管理条例を制定していることは偶然ではないであろう（公文書館施設を設置しているのは新潟市、天草市）。現用文書にも時の経過を考慮して開示が行える明確な規定があれば、長期保存や無期限保存、常用の現用文書のうち、歴史公文書に該当するものに対する措置は比較的容易になる。基本的にはそういったものは特定歴史公文書として保存すればよいのだが（公文書館施設がないことは懸念材料ではあるが）、仮に諸事情により現用文書にしておく必要があったとしても、時の経過が考慮されれば、歴史資料として十分に利用できる余地ができる。

もつとも、公文書管理条例も公文書館施設も持たずに、この情報公開法・時限的開示義務型の情報開示条例を制定したとしても、歴史公文書との連動性がないゆえに、そもそも個人に関する情報に時の経過による開示が適用されるのかどうか疑問ではある。また、この五自治体のうち、甲賀市以外は個人非識別権利利益情報規定がないことも指摘できる。個人非識別権利利益情報の判断はただですら困難が予想されるが、これに時の経過を考慮することによるさらなる困難を想定してのものであろうか。

次が「正当事由除外型」で、これは表1の中では神戸市のみである。基本的には情報公開法型に近いのだが（六条二項規定、公益裁量規定なし）、個人識別情報、個人非識別権利利益情報を開示の例外としつつも、その要件として「公にしないことが正当であると認められるもの」と規定している。何をもって「正当」とするのかは条文では全く説明されおらず、規則等で定めるとも明記されていない。これは現用文書として長期保存されている歴史公文書の個人に関する情報の公開制限がむやみに行われないようにする余地は残すものの、逆に運用の仕方によっては、歴史公文書だけではなく全ての公文書についての非公開が際限なく拡大する危険性も懸念されるところである。もちろん、判定基準や手引書が別途用意されているはずであるが（今回は調査不足もあり確認できなかった）。や

はり条例による規制が必要であろう。

最後が「個人情報」型で、表1では草津市のみである。草津市の条例は、情報公開法との共通点が非常に多いが、一点のみ異なっている。それは、個人情報情報の非開示対象が個人に関する情報一般ではなく、「個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）第二条第一項に規定する個人情報」とされていることである。個人情報保護法における「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」と定義されている。つまり、死者の個人に関する情報は不開示の対象にならないことである。第一章第一節で述べたように、情報公開法における「個人に関する情報」の「個人」は、条文だけでは必ずしも明らかではないものの、死者も含むと解釈されている。その意味では、この草津市の規定は情報公開法の枠を踏み越えたものといえる。この規定により、確かに歴史公文書としての現用文書が、一〇〇年、二〇〇年を経過してもマスキングだらけでしか利用できない状況を防ぐことができる。ただ人間の生存期間には大きな差があり、一〇〇歳まで生きた人間と、二〇歳で夭折した人間の情報を同じ基準で運用してよいのかという問題はある。ただ、草津市は公文書管理条例を有しているので、そのあたりの調整は可能と思われる。

（6）公務員氏名の開示

第一章第一節で述べたように、情報公開法において公務員の氏名は、業務に係わる部分であつても条文上は開示情報には含まれないが、各省庁の申し合わせにより、業務情報に関わる部分に限っては開示するという取り扱いがなされている。また、第一章第二節で述べたように、公文書管理法における特定歴史公文書の利用制限は、情報公開法の規定から大きな影響を受けている。特定歴史公文書において、公務員の氏名が公開できるかどうかは公文書

館施設にとつては大きな問題である。そこで表1でも、地方自治体の歴史公文書の利用を考えるうえで、情報公開条例の条文において公務員の氏名が開示可能になっているかどうかの項目を設けた。「○」は、公務員の業務遂行上の部分において職名だけではなく氏名まで開示情報に含まれるものである⁽²⁴⁾。「×」は、職名までしか開示が許されていないものである。「××」は、公務員業務情報に係わる条文自体が見られないものである。

行政機関においては、各省庁の申し合わせから相当な時が経過しているにもかかわらず、情報公開法の条文における公務員業務情報の開示情報は職名のままで改正されていない。これに対し地方自治体においては、早い段階から条例に氏名まで開示する旨の条文が見られるようになり、都道府県では二〇〇九年の段階で二四県がそのような条文を採用していた⁽²⁵⁾。それが、表1によると、現在では二九県まで増えている⁽²⁶⁾。そのほか、北海道、大阪府、兵庫県は、公務員業務情報に係わる規定そのものがない。実はこの三自治体は、いずれも個人情報情報型である。つまり、公務員の氏名も開示しうる余地を残したものと考えられる。実際、北海道と大阪府の解釈運用基準では、公務員業務情報における当該公務員の氏名は開示情報とされている⁽²⁷⁾。

政令指定都市では、二〇のうち一三が条例で氏名を開示するものと定めているほか、神戸市と京都市には公務員業務情報規定がない。神戸市(正当事由除外型)は資料を確認できなかったが、京都市は情報公開法型であるものの、情報公開情事務の手引書では公務員の氏名は開示とされている⁽²⁸⁾。また、公文書管理条例を制定している自治体(都道府県、政令指定都市含む)では、五七のうち三二が条例で公務員の氏名を開示としている⁽²⁹⁾。

このように、総じて過半数の自治体で業務遂行上の公務員の氏名は開示されており、この傾向がさらに強まっていくことが予測される。そして、これについては、歴史公文書の利用という観点からしても、開示の方向に進むことが望ましいものと考えられる。

おわりに

日本では長い間、学術的にはともかく行政上の通念としては、歴史資料としての公文書は基本的に非現用文書になってからの概念として位置づけられてきた。保存期間が満了した公文書を評価選別し、その結果歴史資料だと見なされたものが公文書館施設で保存され、行政サービスとして一般の利用に供されてきた。

それが、二〇一一年の公文書管理法の施行により、行政機関や独立行政法人等においては、ファイル完結後の早い段階で保存期間満了後の措置（公文書館施設に移管するか、もしくは廃棄するか）を定めることが義務づけられた。すなわち、「はじめに」でも触れたように、歴史公文書は現用文書と非現用文書を問わない概念として認識されるようになった。これについては、国の行政が地方自治体に先んじた。

その一方で、現用文書としての公文書の公開は、行政機関は二〇〇一年、独立行政法人は二〇〇二年に情報公開法が施行されたことにより、比較的早い段階で請求権の対象となり法的に義務化されたのに対し、国立公文書館等に移管された非現用文書としての公文書の利用の請求権化は、公文書管理法の施行を待たねばならず、一〇年のタイムラグがあった。

また、地方自治体においては、すでに情報公開法が制定される前から情報公開条例を制定するケースが見られるようになっており、現用文書の公開については国に先んじていた面もあった。その後、情報公開法が地方自治体に情報公開の推進に努力するよう義務づけたことを受けて、ほとんどの自治体が情報開示条例を制定するに至ったが、その際の情報公開法の影響力は大きく、すでに独自の情報公開条例を制定していても、公文書管理法に準拠した形

に条例を改正する自治体もあつた。²⁰⁾ また、非現用文書の公開の請求権化においては、逆に自治体は国に後れを取っており、現在の公文書管理条例の制定率は、都道府県でようやく四〇％、政令指定都市で三〇％であり、政令指定都市を除く市区町村では三〇自治体余りの制定にとどまっている。

本稿は、このような錯綜した状況を踏まえて、現用文書と非現用文書を問わない「歴史公文書」の個人に関する情報の公開制限について、情報公開条例の多様性を踏まえて論じたものである。

あえて結論めいたことを述べるとすれば、例えば現在の行政機関と独立行政法人等のように、公文書館施設と公文書管理条例をともに有する自治体であれば、情報公開条例における個人に関する情報の開示制限は、情報公開型でもそれほど問題はない。むしろ、時が経過していない現用文書については、個人に関する情報の開示制限を過度に緩めると、かえつて自治体一般職員の負担を強いることになりかねない（公務員氏名の開示は条例で明記した方が望ましいと思うが）。ただ注意を要するのは、無期限保存や常用などの形で現用文書として長期間保存される歴史公文書である。これについては、公文書管理条例における「時の経過」の考慮を踏まえた措置が必要である。これは、この後に述べる状況の自治体でも同様である。

公文書管理条例は制定していても公文書館施設を設置していない自治体も基本的には同じだが、広く一般の利用に供するという点では問題が残る。また、公文書館施設がない場合、非現用文書の歴史公文書（これを公文書管理法と同様に特定歴史公文書と呼ぶ自治体が多い）の利用請求への対応も自治体一般職員が行うことになり、その負担を考慮して、時の経過を考慮した利用範囲の拡大が十分に図られない結果になりはしないか。さらに、これは個人に関する情報の利用制限に即していない一般論だが、そもそも公文書館管理条例に歴史公文書という概念を導入していない場合は、歴史公文書の廃棄の危険性が懸念される。

公文書館施設は設置しているが公文書管理条例を制定していない自治体については、状況としては、情報公開法施行後から公文書管理法施行前の時期の行政機関・独立行政法人等に類似している。ただ、情報公開条例が情報公開法型である場合、個人に関する情報その他の利用制限が緩和されることを懸念して、原課から公文書館施設への歴史公文書の移管が十分に進まない恐れがある。情報公開条例を個人秘密情報型や不開示可能型などにすることも考えられるが、やはり抜本的には公文書管理法の制定が望ましいところである。また一般論としても、歴史公文書の移管を条例で義務づけてこそ、公文書館施設は真の機能を発揮することは言うまでもない。

そして、公文書管理条例と公文書館施設をともに有していない自治体は、より大きな問題を抱えている。もちろん両方を制定・設置するのが理想的であるし、その方が自治体の一般職員への負担も軽減されると思われる。ただ、すぐには難しいとすれば、一定の時が経過した公文書の開示制限の緩和について条例で定める措置が必要である。それは情報公開型のまま時の経過への考慮を盛り込み、具体的にはガイドラインや審査基準等で定めてもよいし、条例を不開示可能型にして包括的に対応することも可能であろう。

もつとも、これらのことを結論として明確に述べるには、まだ本稿の検討だけでは不十分であると言わざるを得ない。まず本稿では、「はじめに」でも述べたように考察の対象を基本的に情報公開条例の条文にとどめており、施行規則、基準、要綱、運用・解釈書、手引書などはごく一部を除いて調査できていない。

例えば、京都市の情報公開条例は、公益裁量規定がなく、公務員業務情報に係わる規定も見られないものの、本稿の定義では情報公開法型に属する。しかし情報公開事務の手引書には、作成・取得後三〇年が経過した公文書について、個人に関する情報の開示制限を段階的に解除していくことを述べ、さらにそこには国立公文書館等が公表する利用制限事由該当性の審査基準に掲げられている参考別表（本稿第一章第二節、資料3参照）とほぼ同じもの

が掲載されている。⁽⁴¹⁾ もちろん、国立公文書館等が三〇年原則に基づき、審査基準にこの参考別表を掲げられるのも、公文書管理法が時の経過への考慮をうたい、それに応じてガイドラインが三〇年原則に言及しているからである。⁽⁴²⁾ その意味では、手引書のみによる対応には根拠が希薄であることは否めず、まずは情報公開条例から考察するのが手順であり、本稿はその部分について論じた。また、本来であれば、この条例を制定する際の審議会や議会での議論も調査するべきところであるが、本稿ではそこまで及ばなかった。

そのほか、公文書館施設の個人に関する情報の利用制限についても、国立公文書館等のケースを確認したのみで、それを前提に地方自治体について論じた。当然ながら、自治体それぞれの対応について参照しつつ議論すべきところだが、煩雑になり過ぎることもあり、本稿では考察が及ばなかった。

本稿は、あくまでもこの問題に関する序説として、これらの課題については他稿を期したい。

【資料1】 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）

〔第四条まで略〕

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 一 の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立

政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録

されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔第八条以降略〕

【資料 2】公文書等の管理に関する法律（第十六条のみ）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であって

も、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

【資料3】

東海国立大学機構大学文書資料室の保有する

特定歴史公文書等の利用制限に関する審査基準 別表

別表

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 へ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑） ロ 重篤な遺伝子の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>（備考）</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目安とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目安とする。</p>		

【表1】 地方自治体の情報公開条例における個人に関する情報等に関する事項一覧

自治体名	情報公開法への準拠	「最大限の配慮」規定	適用公文書の制限	公文書館	公文書管理条例	公務員氏名開示
〔都道府県〕						
青森県	情報公開法型	個人秘密情報への「最大限の配慮」	なし	○		○
岩手県	情報公開法型	○	なし	○	○	×
宮城県	情報公開法型（六条二項規定なし）	○	なし	○		○
秋田県	情報公開法型（個人非識別権利利益情報規定なし）	○	1987年3月31日以前に作成・取得された公文書への適用は、保存期間10年以上、目録が整備されたものに限定。	○		○
福島県	情報情報法型	○	なし	○		○
茨城県	情報公開法型	個人秘密情報への「配慮」	なし	○		×
栃木県	情報公開法型	○	なし	○		×
千葉県	情報公開法型	○	なし	○		○
埼玉県	情報公開法型	×	なし	○		×
東京都	情報公開法型	○	なし	○	○	×
神奈川県	情報公開法型	個人秘密情報への「最大限配慮」	なし	○		×
新潟県	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○	○	○

富山県	情報公開法型	○	なし	○	○	○
石川県	情報公開法型	○	なし	○		×
福井県	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○		○
山梨県	情報公開法型	「個人情報」への「最大限の配慮」	なし			×
長野県	情報公開法型	個人情報・情報への「最大限の配慮」	なし	○	○	○
岐阜県	情報公開法型	○	なし	○		○
静岡県	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例2条2項に規定するもののみ適用	○	○	○
愛知県	情報公開法型	○	1986年4月1日より前に作成・取得された公文書・行政文書の適用除外（除外文書は開示努力義務）	○		○
三重県	情報公開法型	個人情報・情報への「最大限の配慮」	なし	○	○	○
滋賀県	情報公開法型	個人情報・情報への「最大限の配慮」、冒頭附則に個人情報・情報関係記述	なし	○	○	×
奈良県	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○		×
和歌山県	情報公開法型	○（冒頭附則に権利利益のため「最大限に保護」のため）	1993年4月1日前に作成・取得した公文書は任意開示（開示の努力義務）。	○		×

島根県	情報公開法型		○	条例施行前に作成・取得した公文書は永年保存文書のみ適用	○	○	○
岡山県	情報公開法型		○	なし	○		○
広島県	情報公開法型		○	1990年10月1日前に作成・取得した公文書は永年保存文書のみ適用	○		×
山口県	情報公開法型		×	条例施行前に作成・取得した公文書は旧規程による	○	○	○
徳島県	情報公開法型	個人秘密情報への「最大限の配慮」		なし	○	○	○
香川県	情報公開法型		○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○	○	○
高知県	情報公開法型(死者情報留保あり・六条二項規定なし)		○	条例施行前に作成・取得した公文書は永年保存文書のみ適用	○	○	○
福岡県	情報公開法型		○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○		○
佐賀県	情報公開法型(六条二項規定なし)		○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例のみ適用	○		○
長崎県	情報公開法型		○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例2条2項に規定するもののみ適用	○		×
熊本県	情報公開法型		○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○	○	○

大分県	情報公開法型	○ (冒頭附則にもあり)	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○			○
宮崎県	情報公開法型	○	なし	○			○
鹿児島県	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による		○		×
沖縄県	情報公開法型	○	なし	○			○
山形県	情報公開法改編型 (六条二項規定なし)	×	なし	○			○
群馬県	情報公開法改編型	冒頭附則に個人秘密情報関係記述	なし	○			○
鳥取県	情報公開法改編型	個人秘密情報へ「最大限配慮」	なし	○			○
愛媛県	情報公開法改編型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧要綱による		○		○
北海道	個人秘密情報型 (個人非識別権利益情報規定なし、六条二項規定なし)	○	なし	○			××
京都府	個人秘密情報型 (六条二項規定なし)	冒頭附則と他条文に個人秘密情報への最大限配慮	なし	○			×
大阪府	個人秘密情報型 (開示禁止、六条二項規定なし)	冒頭附則と他条文に個人秘密情報への最大限配慮	なし	○			××
兵庫県	個人秘密情報型 (六条二項規定なし)	○	なし	○			××
[政令指定都市]							
札幌市	情報公開法型	○	なし	○			○

仙台市	情報公開法型	○	なし	○	○	○
千葉市	情報公開法型	○	なし			×
さいたま市	情報公開法型	○	なし			○
川崎市	情報公開法型		冒頭附則に個人情報 その他の個人に関する情 報への「最大限に保護」	○		○
相模原市	情報公開法型		第三者利益の「最大限の 配慮」	○	○	○
静岡市	情報公開法型	×	条例施行前に作成・取得し た公文書は適用外（公開申 し出への対応努力義務）			○
浜松市	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得し た公文書は旧条例2条2項 に規定するもののみ適用 （それ以外は公開の申し出 への対応努力義務）			○
京都市	情報公開法型（公益裁量規 定なし）	○	なし			××
大阪市	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得し た公文書は旧条例による	○	○	×
堺市	情報公開法型	○	なし			○
岡山市	情報公開法型（六条二項規 定なし）	×	なし			○
広島市	情報公開法型	○	なし	○		×
福岡市	情報公開法型	○	なし	○		○

北九州市	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	○		○
熊本市	情報公開法改編型	○ (冒頭文に個人秘密情報「最大限に尊重」)	条例施行前に作成・取得した公文書は「開示のための整理が終わったものとして実施機関が指定したもの」のみ適用	○		×
名古屋市	個人秘密情報型	○	1986年4月1日前に作成・取得した公文書は適用外	○		○
横浜市	個人に関する情報不開示可能型 (公益裁量規定なし)	○	なし			×
新潟市	情報公開法・時限的開示義務型 (非識別権利利益情報規定なし、六条二項規定なし)	○	1998年4月1日前に作成・取得した公文書は適用除外	○		○
神戸市	正当事由除外型 (六条二項規定なし、公益裁量規定なし)	○	なし	○		×
〔公文書管理条例制定自治体 (政令指定都市除く)〕						
秋田市	情報公開法型	○	なし	○		○
鶴岡市	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書は不適用、ただし合併自治体からの承継文書は各情報公開条例適用文書のみ適用	○		○

酒田市	情報公開法型	<input type="radio"/>	合併自治体からの承継文書は、それぞれの期日より前に作成・取得されたものは不適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
高根沢町	情報公開法型	<input type="radio"/>	条例施行前に作成・取得した公文書は旧条例による	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
上尾市	情報公開法型（六条二項規定なし）	<input type="radio"/>	条例施行前に作成・取得した公文書は不適用（任意公開・努力義務）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
志木市	情報公開法型	<input checked="" type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
世田谷区	情報公開法型（公益裁量規定なし）	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
豊島区	情報公開法型	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
八王子市	情報公開法型	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
小平市	情報公開法型	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
藤沢市	情報公開法型	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
茅ヶ崎市	情報公開法型	<input type="radio"/>	なし（2001年7月施行の改正で、電磁的記録は改正以降に作成・取得した公文書のみ適用とされた）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
金沢市	情報公開法型	<input type="radio"/>	条例施行前に作成・取得した公文書は不適用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

小布施町	情報公開法型	○	条例施行日前に作成・取得した公文書は目録が整備されているもののみ適用	○	○	×
野洲市	情報公開法型	○	条例施行前に作成・取得した公文書不適用、合併自治体からの承継文書不適用(任意公開・努力義務)	○	○	×
安芸高田市	情報公開法型	○	条例施行日に作成・取得した公文書は不適用、合併自治体からの承継文書不適用(任意公開)	○	○	×
高松市	情報公開法型	○	なし	○	○	×
三豊市	情報公開法型	○	条例施行日に作成・取得した公文書不適用、合併自治体からの承継文書不適用(任意公開・努力義務)	○	○	○
丸亀市	情報公開法型	○(「個人情報」への「最大限の配慮」)	条例施行前に作成・取得した公文書は整理が完了しているもののみ適用	○	○	×
さぬき市	情報公開法型	○(保護努力)	なし	○	○	×
ニセコ町	個人情報情報型(開示禁止、個人非識別権利侵害情報規定なし、六条二項規定なし、公益裁量規定なし)	個人秘密情報への「最大限配慮」	なし	○	○	○

大山市	個人秘密情報型（個人非識別権利利益情報規定なし、公益裁量規定なし、六条二項規定なし）	前文に個人秘密情報への「最大限に保護」、個人秘密情報への「最大限の配慮」	条例施行前に作成・取得した公文書は目録が整備されているもののみ適用（整備されていないものは努力義務）	○	○
市川市	個人に関する情報不開示可能型（六条二項規定なし）	○	条例施行前に作成・取得した公文書は目録が整備されているもののみ適用	○	×
和泉市	個人に関する情報不開示可能型（六条二項規定なし、公益裁量規定なし）	○	条例施行前に作成・取得した公文書は整理の終了した永年保存文書のみ適用	○	×
宇土市	個人に関する情報不開示可能型（公益裁量規定なし）	○	条例施行日前には不適用した公文書には不適用	○	○
東神楽町	個人秘密情報不開示可能型（個人非識別権利利益情報規定なし、六条二項規定なし、時限的開示義務規定あり）	○（前文に個人秘密情報への「最大限に保護」）	条例施行前に決裁が終了した公文書は、整理が終了したものののみ適用	○	×
大畑町	個人権利利益侵害情報不開示可能型（個人非識別権利利益情報規定なし、公益裁量規定なし、時限的開示義務規定あり）	○	条例施行前に決裁された公文書は不適用	○	×
那須町	情報公開法・時限的開示義務型（個人非識別権利利益情報規定なし、六条二項規定なし、公益裁量規定なし）	○	条例施行前に作成・取得した公文書は不適用	○	×

渋川市	情報公開法・時限的開示義務型（個人非識別権利利益情報規定なし、六条二項規定なし）	<input type="radio"/>	○（個人に関する情報への「保護」義務）	条例施行前に作成・取得した公文書不適用、合併自治体からの承継文書不適用（任意公開・努力義務）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
甲賀市	情報公開法・時限的開示義務型（六条二項規定なし、公益裁量規定なし）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	条例施行前に作成・取得した公文書は不適用、合併自治体からの承継文書は各情報情報公開条例による	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×
天草市	情報公開法・時限的開示義務型（個人非識別権利利益情報規定なし、六条二項規定なし）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	条例施行前に作成・取得した公文書、合併自治体からの承継文書は不適用（任意公開・努力義務）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
草津市	「個人情報」型	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※鹿児島市、高知市、郡山市も2024年4月現在で公文書管理条例を施行しているが、この表には載せることができなかった。

注

- (1) 堀田慎一郎「公立大学法人の歴史公文書についての覚書―名古屋市を中心に―」（『東海国立大学機構大学文書資料室紀要』第三二号、二〇一三年三月）。
- (2) 筆者は、堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一六号、二〇〇八年三月）において、地方自治体の公文書館における個人に関する情報の利用制限について論じたことがある。ただ、これは個人に関する情報を含めた利用制限全般について論じたものであり、また情報公開条例にも言及してはいるものの地方自治体による差異には注意を払っていない。さらに、当時はまだ公文書管理法が制定されておらず、公文書管理条例を制定している地方自治体も見られず、日本では公文書館施設における歴史公文書の利用が義務化（請求権化）している例はなく、任意の行政サービスのままの状況であった。
- (3) 総務省自治行政局行政経営支援室「情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果」（二〇一八年三月） https://www.soumu.go.jp/main_content/000542282.pdf によると、一町を除き、全ての都道府県及び市区町村が情報公開条例を制定している。
- (4) なお、個人非識別加工情報に係わる第五条一号の二については、本稿では論述の対象から除外した。
- (5) 畠基晃（行政監視委員会調査室）「公務員の氏名の公開と情報公開法の現状と課題（2）」（『立法と調査』第二九九号、二〇〇九年二月）。公務員業務情報における氏名を開示するのは、第五条一号に不開示の例外事項として挙げられている公領域情報に該当するからであり、法改正は必要ないというのが政府の見解である。
- (6) 情報公開法における不開示情報の性格に関して、開示義務を免除した免除規定か、開示の禁止義務を定めた禁止規定かについては論争があり、政府は後者の立場に立っていると考えられるという（坂本団編『情報公開・開示請求実務マニュアル』、民事法研究会、二〇一六年、三〇頁）。
- (7) 前掲、堀田「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」。
- (8) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説（第八版）』（有斐閣、二〇一八年）、八一〜八二頁。

- (9) 堀田慎一郎「公文書管理法の施行と大学アーカイブズ―名古屋大学の事例を中心に―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第八号、二〇一二年三月）、堀田慎一郎「国立公文書館等」としての名古屋大学文書資料室―公文書管理法によって何が変わったのか―」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第二〇号、二〇一二年三月）。
- (10) 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』（ぎょうせい、二〇一二年）、六九頁。
- (11) なお、公文書管理法施行前の国立公文書館利用規則では、この別表は「個人の秘密」（プライバシー）のうち個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの、といった書き方をしていた。つまり、利用制限事由該当性の審査の対象が、「個人の秘密」から「個人に関する情報」に拡大された。これも、情報公開法との関係を考慮してものであろう。
- (12) もつとも、行政機関であれば国立公文書館その他の移管先があるが、独立行政法人等については、独自に国立公文書館等を設置している場合を除き、移管先は国立公文書館に限られる。この場合、「常用」「無期限」保存文書を移管するのは現実的ではない。また、国立公文書館等である東海国立大学機構大学文書資料室でも、無期限保存や常用とされた歴史公文書を全て移管することは、書庫のキャパシティの問題で不可能である。
- (13) 調査にあたっては、「条例 Web アーカイブデータベース」（条例 Web 作成プロジェクト、<https://orei.sifs.doshu.ac.jp/>）を利用し、必要に応じて各自自治体の例規集等で確認した。
- (14) 公文書管理条例の制定の有無については、『記録と史料』第三二号（二〇二二年三月）五八〜五九頁の「公文書管理法施行一〇年 関連データ ―公文書管理条例制定状況一覧（二〇二二年一月一日現在）―」（全史料協広報・広聴委員会）のほか、前掲「条例 Web アーカイブデータベース」なども利用した。ただし、鹿児島市、高知市、郡山市も二〇二四年四月一日現在で公文書管理条例を施行しているが、表1では取り上げることができなかった。
- (15) 東海国立大学機構における法人文書の内部向け移管基準によると、名古屋大学の場合、保存期間が「無期限」もしくは「常用」で、保存期間満了後の措置が「移管」とされているものとして、全学的な規程及び内規の制定・改廃に関するもの、他機関・他部局等との協定・覚書に関するもの、人事記録、名誉教授称号授与の経緯に関するもの、財務諸表等の作成に関するもの、建築物等の文化財等としての登録に関するもの、固定資産（不動産）の取得に関するもの、海外機関との協定書・協定締結文（原本）

及び協定締結の経緯に関するもの、地震調査・耐震診断報告書、建築物の竣工写真・設計図書・構造計算書、災害及び事故の報告のうち重要なもの、学生数の調査に関するもの、学籍簿、指導要録、学生の懲戒に関するもの、学生募集要項・入学者選別実施要項、第二次学力検査の問題、などがある。

(16) 前掲、堀田「公立大学法人の歴史公文書についての覚書」。

(17) 「公文書館あり方基本方針の策定について」(愛媛県総務部私学文書課、二〇二四年二月一日、<https://www.pret.chime.jp/page/46576.html>)。

(18) ただし大阪府の場合、個人に関する情報の不開示情報は全て開示を禁止することを明示する一方で、個人に関する情報以外の不開示情報については、「公開しないことができる。」という、次項で述べる不開示可能型の記述をしている。

(19) 「個人の権利利益を不当に害するおそれなく、公開することが公益上必要であると認められる情報」を不開示情報から除外する天草市のように、公益上の必要性と合わせて掲げた例はいくつかの自治体で見られる。ただ、歴史公文書の利用という観点から考えた場合、公益上必要という条件を付けると、個人に関する情報の利用が想定しづらいことから、本稿では公益上の必要性と抱き合わせた場合については取り上げないことにした。

(20) 東神楽町では、不開示可能情報に関する条の第二項において、「公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが人の生命、身体、健康、財産、生活の保護その他の公益のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該情報を公開するものとする。」として、情報公開法のように「裁量」という文言が使われていないが、不開示(可能)情報全体に公益による例外を述べているので、公益裁量規定があるものとした。

(21) 山口県例規集データベースにおける山口県情報公開条例、令和四年四月一日施行モード。

(22) 『山口県報』二〇二二年一月二〇日号外。

(23) なお、佐賀県のように、開示請求者に不開示決定を通知する際、不開示理由が消滅する期日を明示することができる場合はその旨を付記すべき旨を定めている自治体が多く見られるほか、仙台市のように、不開示決定の際、期間の経過により開示することが可能となることが明らかである場合はその旨を書面により通知すべき旨を定めている例も見られる。これらは時の経過によ

る開示を想定しているものとも考えられるが、特に前者は個人に関する情報について当てはまるケースが想定しづらいため、これらの規定について本稿では取り上げなかった。

(24) その際、当該公務員の権利利益を侵害するおそれのある場合の留保や、当該公務員が警察官等の場合の除外が明記されることがあるが、この表ではその有無は問わないこととした。

(25) 前掲、梶基晃「公務員の氏名の公開」。

(26) 岡山県は、独立行政法人及び地方独立行政法人等の職員は氏名の開示対象から除外しているが、ここでは「○」とした。なお、前掲梶基晃「公務員の氏名の公開」によると、二〇〇九年の段階で、岩手、栃木、埼玉、神奈川の四県は、条例には明記していないが、解釈運用基準等で氏名まで開示することを示していたという。この四県は現在も条例では氏名を開示するとは述べていない。

(27) 「北海道情報公開条例の解釈及び運用について」、「大阪府情報公開条例 解釈運用基準」。

(28) 京都市総合企画局「情報公開事務の手引」（二〇二四年六月）。

(29) 渋川市は、「氏名や職に関する情報の開示対象を公務員一般ではなく渋川市の実施機関に限定しているが、ここでは「○」とした。那須町は、「公開することが公益上必要と認めるもの」という条件が付いており、開示条件が厳しいと考えたので「×」とした。

なお、大槌町と東神楽町は公務員業務情報規定が見られないが、この両自治体はいずれも不開示可能型の条例のため、本稿では解釈運用基準や手引きの類は確認できなかったものの、おそらく氏名も開示されているものと思われる。

(30) 新潟県では、一九九五年制定の旧情報公開条例は、本稿の分類では不開示可能型であったが (https://www1.s-teki.net/pref.nigata/teiki_honbun/e401RG0000030.html)、二〇〇一年制定の現行の情報公開条例は典型的な情報公開法型になっている。

(31) 前掲、京都市総合企画局「情報公開事務の手引」。

(32) そのほか、公文書管理法が国会で成立する際の衆参両院での付帯決議に「国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に對する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべきとする」「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとする」とあることも、一定の理由づけとはなっていない。

(ほった・しんいちろう 大学文書資料室)

東海国立大学機構大学文書資料室紀要編集要項

- 第一 東海国立大学機構大学文書資料室紀要（以下「紀要」という。）には、名古屋大学史、高等教育史及びアーカイブズ学に関する論文、研究ノート、資料紹介等（以下「論文等」という。）を掲載する。
- 第二 紀要に論文等を掲載しようとする者（以下「執筆者」という。）は、東海国立大学機構大学文書資料室紀要投稿要領（以下「投稿要領」という。）に従い、論文等を紀要編集事務局に提出するものとする。
- 二 執筆者については、学内外を問わない。
- 第三 論文等の掲載は、紀要編集専門委員会の議を経て決定する。
- 第四 紀要編集事務局は、東海国立大学機構大学文書資料室に置く。

東海国立大学機構大学文書資料室紀要投稿要領

- 第一 東海国立大学機構大学文書資料室紀要（以下「紀要」という。）に投稿する名古屋大学史、高等教育史及びアーカイブズ学に関する論文、研究ノート、資料紹介等（以下「論文等」という。）は、原則として未発表のものに限る。
- 第二 紀要に論文等を掲載しようとする者（以下「執筆者」という。）は、氏名、所属（職名等を含む）、和文及び英文タイトル並びに連絡先を付記した論文等を紀要編集事務局に提出するものとする。
- 第三 紀要編集専門委員会は、掲載予定の論文等について、執筆者に対して分量の指定または内容の変更を求

めることができる。

第四 執筆者は、論文等が紀要に掲載された場合、当該紀要の増刷及び電子化等の二次利用について、紀要編集事務局の判断に従うものとする。

以上

東海国立大学機構大学文書資料室紀要 第三十三号

二〇二五年三月三十一日 発行

編集発行 東海国立大学機構大学文書資料室

〒464-8601 名古屋市中種区不老町

電話 〇五二(七八九)二〇四六

FAX 〇五二(七八八)六二二二

E-mail: nua_office@cc.nagoya-u.ac.jp

印刷所 株式会社 ク イ ッ ク ス

〒456-0004 名古屋市中熱田区桜田町一九―二〇

電話 〇五二(八七一)九一九〇

FAX 〇五二(八八九)一四一〇